

第30回軽米町議会定例会平成31年度軽米町一般会計予算等審査特別委員会

平成31年 3月 8日(金)

午前10時00分 開議

議事日程

議案第8号 平成31年度軽米町一般会計予算

○出席委員（13名）

1番	中里宜博君	2番	中村正志君
3番	田村せつ君	4番	川原木芳蔵君
5番	上山勝志君	6番	舘坂久人君
7番	茶屋隆君	8番	大村税君
9番	松浦満雄君	10番	本田秀一君
11番	細谷地多門君	12番	古舘機智男君
13番	山本幸男君		

議長 松浦 求 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本賢一君		
副	町	長	藤川敏彦君	
総務課	総括課	長	吉岡靖君	
総務課	企画担当課	長	梅木勝彦君	
総務課	総務担当課	長	小笠原達夫君	
会計管理者兼	税務会計課	総括課	長	小笠原亨君
税務会計課	課税担当課	長	福島貴浩君	
税務会計課	収納・会計担当課	長	松山篤君	
町民生活課	総括課	長	川島康夫君	
町民生活課	総合窓口担当課	長	福田浩司君	
健康福祉課	総括課	長	坂下浩志君	
健康福祉課	福祉担当課	長	角田貴浩君	
健康福祉課	健康づくり担当課	長	大西昇君	
産業振興課	総括課	長	小林浩君	
産業振興課	農政企画担当課	長	長瀬設男君	
産業振興課	農林振興担当課	長	日脇邦昭君	
産業振興課	商工観光担当課	長	畑中幸夫君	
地域整備課	総括課	長	川原木純二君	
地域整備課	環境整備担当課	長	江刺家雅弘君	
地域整備課	上下水道担当課	長	中村勇雄君	
再生可能エネルギー	推進室	長	戸田沢光彦君	

水道事業所長
教育委員会教育長
教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員
監査委員事務局長

川原木 純二 君
菅波 俊美 君
堀 米 豊 樹 君
工 藤 薫 君
大清水 一 敬 君
吉 岡 靖 君
小 林 浩 君
竹 下 光 雄 君
小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長
議会事務局主査
議会事務局主任

小 林 千鶴子 君
鶴 飼 義 信 君
川 島 幸 徳 君

◎開議の宣告

- 委員長（松浦満雄君） 本日の出席委員は全員でございます。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第8号の審査

- 委員長（松浦満雄君） 本日は、4款衛生費から進めてまいりたいと思います。
まず初めに、委員長を交代しますので、副委員長のほうによりしくお願いいたします。

〔委員長、副委員長と交代〕

- 副委員長（茶屋 隆君） では、本日は委員長を交代いたしまして、副委員長の私が務めさせていただきますので、ふなれでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に、委員は発言しようとするときは委員長の発言許可を得て指名されてから質疑に入るようにお願いします。

あと、この前の話では、款ごとの項ごとに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、4款衛生費、1項保健衛生費、補足説明があればお願いします。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君、お願いします。

その前に、大変申しわけありません。皆さんにお願いでございますけれども、資料を請求するときには、文書で請求する対応ということで進めていただきたいと思いますので、ちゃんとした資料請求書がございますので、それに書いて出してから資料を出すということでございますので、面倒ですけれども、よろしくお願いいたします。

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それでは、4款1項保健衛生費の1目保健衛生総務費について説明したいと思います。

平成31年度は2,568万6,000円で、平成30年度よりは464万円の減で予算編成をしております。

中身でございますが、おとといあたり歳入のところで自殺対策の保健師というか、そういう専門職のほうをあきらめたというふうな話をいたしましたけれども、それについては歳入の中で補助金を多くならないように、そこは来てくれなかったので削って、まず補助金のほうはもらうことにしております、人的にはあきらめておりません、この中の報酬の中の嘱託保健師等報酬1人分ということで、この対策のほうの保健師または精神保健師等を1人嘱託として雇いたいというこ

とで予算計上させていただいております。あとは平成30年度と同じような事業で積算をしておりますが、委託料のところの20万4,000円、こころの相談精神科医師派遣委託料というところは、平成30年度は保健事業費のほうに予算化してあったものをこちらのほうに移動させたものでございます。保健総務費のほうは、保健推進員の謝礼とか、あとは保健事業に係るさまざまな諸経費を計上しているものでございます。

2目母子保健活動費でございますが、7,362万9,000円としまして、平成30年度よりは1,903万5,000円の増としているところでございます。この中で子育て世代包括支援事業を行うこととして各科目のほうに予算を計上しております。子育て世代包括支援事業については、全体で524万円の事業費を組んでおりまして、嘱託保健師等の報酬1人分をまず見ておるといふところと、その人件費に係る分、あとは子育て世代包括支援センター子育て教室講師の謝礼、あとは包括支援センターの周知ということで印刷製本費等、あとは健康管理システムの改修業務ということで、支援プラン等をつくるためのシステムと、そのシステムの使用料ということで34万8,000円と改修業務については98万5,000円を計上しております。あと備品購入費として、支援センター用備品購入費として33万円を平成31年度では計上させていただいております。

〔「ページ数を言いながらお願いします」と言う者あり〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 備品等については73ページになりますが、子育て世代包括支援事業について備品等購入するための予算を計上させていただいております。あとの項目については、平成30年度と同じような事業費の積算をして計上させていただいております。

次に、74ページになりますが、3目の予防費ということで2,214万8,000円、平成30年度よりは220万9,000円の減としておるものでございます。予防費の主な内容としては、予防接種の委託料ということになっております。

次に、4目の保健事業費でございますが、4,261万2,000円で、平成30年度よりは649万1,000円減の予算としております。まず内容的には、検診の委託料が主なものになります。平成31年度は、健康ポイントの景品ということで新しく4万7,000円を計上させていただいております。健康ポイントについては、40歳以上の人を対象として特定健診、がん検診、あと健康教室等に参加した方にカードを配っておいて、それにスタンプを押すという形で、たまったら町の特産品等を配るといふ事業となっております。目的といたしましては、がん検診とかの受診率向上を目指して行うものでございます。

私からは以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、質疑に入ります。

〔「5目」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 済みません、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 4款衛生費、1項保健衛生費の中の町民生活課所管分についてご説明申し上げます。

72ページをお開きいただきたいと思います。この中の19節負担金、補助及び交付金の中の食品衛生協会の事業費補助金、これは例年どおりの計上でございますし、市町村医師養成事業の市町村負担金も、これも国保連から要請があった金額の計上でございます。

それから、74ページの3目予防費、この中の9節旅費、需用費、役務費等にも町民生活課所管部分が入っておりますが、例年どおりの計上でございます。あと14節の使用料及び賃借料につきましては、狂犬病予防のための犬管理システムの使用料になります。

それから、75ページの5目の環境衛生費、平成31年度は3億4,089万6,000円増の3億8,134万円の計上となっております。主な増の要因ですが、76ページをお開きいただきたいと思います。委託料として火葬場の新築工事に係る設計監理業務の委託料を715万円、それから火葬業務の委託料501万6,000円の計上でございます。それから、15節の工事請負費なのですが、火葬場の新築工事として3億4,349万4,000円の計上でございます。それから、18節の備品購入費も火葬場の施設に係る備品として1,083万2,000円の計上でございます。それから、22節補償、補填及び賠償金ですが、火葬場新築工事に係って支障となる電柱と電話線等の移設の補償費になります。

6目が後期高齢者医療費になります。19節の負担金、それから28節の繰出金とも後期高齢の医療給付費に係る定率の負担金となっております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

では、地域整備課総括課長、川原木純二君。

○地域整備課総括課長（川原木純二君） ページ数は76ページになりますけれども、5目環境衛生費の負担金、補助及び交付金の中の岩手県浄化槽推進協議会会費6,000円、あと浄化槽設置整備事業費補助金882万円が地域整備課所管のものでございます。浄化槽の補助金につきましては、20基分を予定した金額となっております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、1項保健衛生費について説明がありました。

それでは、質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

中村委員。

- 2番（中村正志君） 施政方針の中でもありましたけれども、子育て世代包括支援センター、平成32年度3月までに国からの要請で設置するというふうなことで、これについて今予算の内容は説明いただきましたけれども、いまいち事業の中身、何をやるのかなという中身がちょっとよく理解できかねるので、その内容についてももう少しわかりやすく説明いただきたいと思います。

あわせて今子育て世代包括支援センターというのを設置すると思いますけれども、位置づけというのはどういうふうになるのかな。例えば前にも地域包括支援センターというのが、今でもあると思うのですけれども、それもやっていて、そのときには何かそのセンターの所長というのもあったみたいな、だからそれが組織の中でそういうふうなのがまた同じようにそういうふうになるのか、そして小さな町として職員もそんなに多いわけでないのに地域包括支援センターにも保健師等がいたり、健康づくりの別なほうにも保健師等がいたり、これがまた子育て世代包括支援センターがあればまた別な保健師とかそういうふうな人たちがいると、こういう町の規模の中においてそんなのが2つも3つも出てきて、果たして軽米町に合うものなのかなというふうに感じるわけですがけれども、その辺をいかに国からの設置要請を町として効率的に進めていこうとしているのかなと疑問を感じる部分もあるわけですがけれども、いずれその辺も含めて子育て世代包括支援センターの事業内容、ちょっともう少し町民に直結する部分などを含めてお知らせいただければと思います。

- 副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまの中村委員の質問にお答えしたいと思います。

まず初めに、子育て世代包括支援センターはどのようなことをするのかということですがけれども、主に妊産婦や乳幼児の実情を把握して、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応ずるというのが一番のところであります。その実情を把握いたしまして、妊産婦とか子育てしている母親等が問題があるような場合は支援プランを作成したり、各種のサービスというか、その相談事業所とかそういったところにつないでいくというのが主な仕事になります。町にある包括支援センターというのは、まず対象はおおむね高齢者、介護を必要とする人とかそういった方の相談を受けるのがまず今町にある包括支援センターであります。こちらのほうは、妊娠期から子育てをしている世代の総合相談窓口という形で考えていただければいいのかなと思います。中村委員おっしゃるように保健師等が町に採用、募集しても来ないとかそういった中で国の施策としてこういうことをやるわけです

けれども、大変な中でもやりくりをしてやっていかなければならないのではないかなというふうに思っております。ですから、囑託でもいいのでそういった職員が来てくれれば本当に助かるなというふうに私のほうでは思っております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 現場として国からの方針とはいえ、何か大変な部分があるのかな。やはりその辺のところ、やはり町として今まで別にやってきていないわけではなく、今までやってきたことも含まれているなというふうに私は感じるわけですが、その辺をうまく効率的にこれはあっちだこっちだということではなく、皆さん効率的に職員の苦労が少なくなるような形で進めていくことを望みたいと思いますけれども、その辺を含めて実施に向けて頑張っていただければと思います。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） よろしいです。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにありませんでしょうか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） この食育事業だかなんだかってよく耳にするのですが、かるまいテレビで見れば、私は余り直接見たことはないのですが、地域によってはもう数年前から早く取り組んでいると、それから盛んにそういうのを活動している、一生懸命やっている地域もあれば、さっぱり動きのない食育事業等のそういう参加といいますか、そういうのを余り活発でない地域もあるということで、ばらばらなような感じもするのですが、これはやっぱり方針とすれば町内くまなく集落によって食育事業というのを展開していきたいという方向づけでしょうか、そうでなくて手を挙げてやれるところは活発に展開してもらいたいし、そうでないところは仕方がないというふうな考え方でしょうか、その辺の展開のあり方をちょっとお伺いしたいのですが。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 食育に関しましては、何年か前に食育推進計画というのをつくってございましたけれども、また平成30年度から新しい食育推進事業計画を立てようとしておりまして、策定年度は平成31年度あたりをめどに今委員会等を設置して食育のほうを進めようということで進めております。委員のほうは生産者であったり保育園のほうの関係者であったり、そういった方々を委員として集めて、若い世代から大人の世代まで食に関して正しい知識を持って、どういったとり方をすれば健康でいられるかというふうなところで事業計画のほ

うは立てていきたいというふうには今は思っているところです。一番の健康の基本というのは、やっぱり食事であったり口から入るものというふうな考え方でやっております、その中で生活習慣病の予防であったり、そういったものを食を通して広げていきたいというふうな考え方で今計画を作成中というところでありませう。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか、細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 私は、ちょっと認識不足だったと思うのですが、食に関する事で何という呼び方かちょっとあれなのですが、食育というのかな、共食というのかな、類似している呼び方なのですが、結構高齢者の方というか、若い勤めの現役世代でなくて、高齢者の方々が交流しながら事業展開をやっているというふうなことを聞きますが、それは食育事業とは別で、その別な共食事業というのですか、その辺の分類の仕方というか、考え方を教えていただければと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 高齢者が集まって食事をしたりというのは共食事業というふうに呼んでおりました、町内各地区で15地区くらいのところで平成30年度はやっていただいております。それは、委員おっしゃるように高齢者が集まって料理を食べて、あとは介護予防の体操をしたりとかDVDを見たりとか、そういった介護予防のほうの事業というふうに捉えてもらえればいいかなと思います。まず、高齢者が家に閉じこもらないように1カ月に1回でも集まって、そこでお話をしながら体操をしたりとかしながら、食事もしてやるというのが共食事業となっております。食育は、どちらかといえば健康づくりということで、共食は介護予防というふうな捉え方をしております。

○副委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） もう一つだけ、よく私たちは地方で古くからもう何十年、何百年と続いている文化料理といいますか、例えば一つ例にとれば、へちよこだんごとか、しみ豆腐を使った何とかと昔からの食べ物があるわけですが、そういったのを、私の家もそうですが、多分若い世代を持っている家庭とか子供などは余り食事をする機会がない、一般家庭ではまずほとんどつくらなくなっているというのが現状だと思うのです。懐かしさがあるって食べてみたいなと思いつつも、かなり手間暇かかるから面倒くさいとか材料がないとか、いろんなのをこぼしながらも、そのうちと言っていてずっとそのうちが何年も続いてしまって、もう食せないわけですが、そういうことについての各地域での伝統料理といいますか、そういったものが多分町のイベントとかで出ているのも大事ですが、各地域にそういうものがいっぱい埋もれているといいますか、わざを持っている人だとか結構

あるかと思うのです。だから、そういう伝統料理と共食、食育、どのようにタイアップすればいいのかわかりませんが、何か活かして若い世代に、若いお母さん方等に伝えていく方法というのは、子供などが好きになるというか、関心を持つというふうなことのあり方というのか、そういったのがないかなと思って、これから私も知恵を出したいと思うのですが、総括課長のほうもそういうのに頭に置きながら取り組んでもらえればいいのかなと思います、その点についてコメントいただければと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 今のお話ですけれども、まず各地区の共食事業ではそういったものをつくって食べているというふうなことも聞いております。ピヨピヨ広場などでもそういったみずきだんごをつくって後で食べるようなことも子供たちと一緒にやっているとは聞いておりますので、あと食生活改善推進協議会の事業の中でそういったものをみんなで作ったりとかということも聞いておりますので、今後伝統的な食文化が廃れないような形で何かやっていければいいのかなというふうには思っております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） 次に、館坂委員。

○6番（館坂久人君） それでは、自殺関連のことについてお尋ねしたいと思います。

まず、71ページの委託料ですが、こころの相談精神科医師派遣委託料というのは、これは県立病院に払う委託料ですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ご指摘のとおり、これは一戸病院からの医師を招いたときの委託料という形になります。例年やっておったものでございますけれども、前は4目のほうに予算計上していたものをこちらのほうに移動したものでございます。いずれ一戸病院の精神科の医師のほうに支払う、まず県立病院に払うということです。

○6番（館坂久人君） 軽米病院に出張して来てもらうのに払う。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 軽米病院だったかふれあいセンターだったか、場所を特定してそこに来てもらうということになります。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） この自殺関連といいますか、自殺者ですが、軽米はまず岩手県でも自殺者が多いということで、今年度は今現在どれぐらいの方が自殺で亡くなっているのか、それとその原因ですか、鬱病とかいろいろあるわけですが、そうい

った統計関係はどのようになっているのかお話しいただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 平成30年の自殺者でございますけれども、平成30年は4人ということになっております。自殺者の統計をとるときは、暦年をとるというふうなことになっておりまして、平成30年は4人、平成31年は統計的なものはまだ出ておりませんが、2人かなというふうには思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 原因について。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 原因については、しっかりと把握しておりませんというか、ちょっと不明な部分が多いので、具体的には原因についてはわかりません。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、館坂委員。

○6番（館坂久人君） それでは、自殺者が軽米町が岩手県でも多いということなのですが、その自殺の原因がわからなくてはやはり主な施策も打ってはいけないだろうなという感想であります。そういった中でやはり今の衛生費ですか、ここの予算関係を見れば、非常に自殺の問題が大きい割には取り組みとしては余り評価できるような中身ではないなと思っておりますが、どのようにお考えですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） その自殺の予防というふうなのは、相談が主なもので、つまりマンパワーが必要だというふうに考えております。なので、予算的に出てくる例えばのぼり旗とかそういうのもやるのですけれども、そういう物品的なところではなかなか自殺予防というのは出てこない、例えばゲートキーパーの養成であったりしても保健師が行って講話をしたりとか、講師謝礼とかそういったのは出てくるかもしれませんが、いずれそのマンパワー的な取り組みが非常に大きいというふうに考えております。自殺対策としては、窓口の周知を徹底的にまず平成31年度はやろうと、相談できるところがあるのだよというところを周知徹底して、まずちょっと心に心配事があったら相談できる窓口があるのだよというところを周知していきたい。一番の問題は、悩み事を抱えたままというところが自殺につながる原因、その中には病気であったり生活、お金がないとかいろいろあるかもしれませんが、まずはそういったちょっとした悩みを抱えたら相談する窓口がここにあるというところを徹底的に周知させていきたいというふうには思っております。なので、予算的にそういう物品的なところではなかなか自殺予防としては出てこないのかなというふうには思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

- 6 番（館坂久人君） 今総括課長のほうからのお話ししたわけですが、対策とすれば何か窓口の整備だということで、いわゆる鬱病患者、精神的に病んでいる方がわざわざ役場に来て相談すると思いませんか、窓口に。ちょっとそこら辺が何かずれているような感じがしますが、まず普通の人に来るわけですが、鬱病というのはまずほとんどどっちかというひきこもりぎみの方が多いわけで、幾ら下の1階のロビーの窓口を整備しても、そういった鬱病の方は到底役場のほうに出向くというのは考えられないですよ。その辺の認識は改めるのが先ではないかなと思っていましたが、いかがですか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 相談というのは、まず出向いてだけではなくて電話もありますし、そういった鬱病であったりというのはまず保健師のほうにも情報は入ってきておりますので、そういったときには家庭訪問も含めて相談に乗るというふうなことでやっていきたいというふうには思っております。
- 副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。
- 6 番（館坂久人君） 軽米は岩手県で自殺者が、具体的に聞いたことはないのですが、一番多いというのはいつから岩手県で一番多いのですか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） それについては、今手元に資料がないのでお答えはできかねます。
- 6 番（館坂久人君） 調べて報告してください。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） はい。
- 副委員長（茶屋 隆君） では、後で。
館坂委員。
- 6 番（館坂久人君） いずれそういった対策がずっと何か同じような繰り返しなのかなということで今問題にしているわけで、それからその予防に当たる役場職員のほうも、私は具体的に聞いたことはないのですが、職員のほうも何かかなり鬱で休んでいるというふうなお話もうわさで聞いたことがあります、今現在はどの程度の人数がそういう休んでいる方、それから鬱で通院している方、数字おっしゃってください。
- 副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。
- 総務課総括課長（吉岡 靖君） 今現在鬱病というか、鬱状態、そういうふうな形で休暇をとっているのは2名でございます。あと1名か2名は通院をしながら業務についているというふうな状態でございます。
- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、館坂委員。
- 6 番（館坂久人君） きのは木曜日でしたが、いつも木曜日は啓発運動ということで

水色のポロシャツを着て、ここ何年ですか、四、五年やっているのかな、その効果は町民に向けてなのか職員に向けてなのか、いまいち理解は私は当初からできなかったのですが、その割にその効果が町民にも余り出ていないと思っています。また、職員のほうも先月は本当に私の1級先輩ですが、お亡くなりになったというふうなことで、ポロシャツはどういう経緯で今やめたわけですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 青いポロシャツにつきましては、役場全体で取り組もうということで、それは当然町民だけではなくて職員の意識をも高めていこうということでおおむね3年ちょっと前ぐらいから始めて、毎週木曜日に着用しようということやってきたわけでございます。3年を経過した中で、やはり式典とか会議等のときにはどうかというふうなお声もありましたので、こういった外部の方々とは接する場所においては青いポロシャツは控えるようにして、通常の業務については現在も木曜日に着用しております。ただ、今後につきましては、ちょっと3年を経過したこともありまして、そういった役場での取り組み方も新年度に向けて、具体的には今この議会が終わってからになると思うのですが、どのような、今までの流れではなくて、改めて例えば職員の研修をしようとか、最終的にはゲートキーパーを役場職員のほうでも養成するというふうなことも踏まえながら、ちょっと今後のことを検討したいというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） ポロシャツの関係については、当初から私も今総括課長がおっしゃったように思っていました。さまざまな行事、卒業式、入学式に木曜日に当たったときもあったわけです。そこで町長がそのポロシャツを着て卒業式とかに出たときもあったわけです。非常に何かそういった式のときは違和感を覚えていたわけで、かえってそういうふうなのはやめてよかったなと思っています。また、町民の認知度も全然どっちを向いてやっているのか、中なのか外なのか、これは私は両方だと思いますよ、役場職員のそういった今お話しした病んでいる方も多いわけですから、やっぱりそれは抜本的に考えないとだめだと思っています。また、職員の問題ですが、職員がやはりそういう鬱病になるということは、仕事の量がどういう量が多過ぎるのか、多いなら多いなりに人数をふやすとかいろんなことが考えられるわけです。そういった対応を素早くスピーディーにやっていると、犠牲者ではないのですが、まずそういったことがまた起こり得ると思っていたわけです。そういったことで、今国のほうでは働き方改革というふうなことが国会でも通過しているわけですが、その働き方のことに関して職員に過重な負担がどのように影響していくのか、今よりもっと負担が減っていくのか、その辺のところをちょっとご説明お願いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 働き方改革の前に、やはり今の現状の職員で現在の業務量がどうかというふうなこともちょっと検証したいというふうに考えております。人数が減る中でOA化等によりカバーしてきているところもあったわけなのですけれども、昨今余計にいろいろ行政の部分の制度の変化等も多くて、私としては業務はかつてより膨大になっていると思います。今までも言われてきたのがスクラップ・アンド・ビルドというふうなことでございましたけれども、なかなかスクラップの部分で難しいところがあって、簡単に今までの業務を廃止したりできないという現状でありましたけれども、やはりこうした中で職員をまた一気にふやすということは当然困難でありますので、やはり減らせる分をまず減らしていこうというふうなことで4月以降取り組むことにしているところでございます。そうした中で、職員の人数も適正化を図りつつ対応してまいりたいと思っております。また、来年度からは年次休暇等を最低5日は必ずとりなさいというふうなことも言われておりますので、職員のほうにもメリ張りのある業務の仕方、そこは管理職の方々のご協力も得ながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今説明を聞いたわけですが、また話に戻りますが、総括課長はマンパワーが足りないということをお話しされていますが、ですからやはりそういった働き方、職員がもう少しゆとりのある仕事ができるような体制をとっていかないと、マンパワーが足りないということですから、また1人、2人倒れられては本当に大変なわけです。ですから、その取り組みはきちっとやっていただきたいなと思っております。

それから、やはりこういった昨日の児童虐待、児童相談所に通報の件、それから自殺者、これは軽米の町の本当に非常事態宣言に値するぐらいの二大問題だと思います。これに関しては、町長も公約を出して選挙戦を戦ったわけですが、その公約の中に本当はこれを入れて、1つ目、2つ目ぐらいの重要な課題だと思っております。この問題は、本当にネガティブな問題なわけでもあり、表には出したくないようなことでもあるわけで、そういった部分で町長の取り組みの決意の一端をお話しいただきたいなと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も大変重要な課題だと思っております。そういうことも踏まえまして、今子育て包括支援センターですか、立ち上げながら、そういった中でしっかりとそういうところを盛り込みながら対応してまいりたいと思っております。以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） では、大村委員。

○8番（大村 税君） 関連でちょっとお尋ねしたいと思います。先ほどの総括課長のお話には、窓口を開設して相談を綿密に行うというようなことで前向きかなと感じたけれども、同僚の委員の方々も鬱病とかひきこもりの人が話しに来るか、言葉もかけるか、かけないから鬱病、ひきこもりなのですね。でありますから、窓口は開設しても、その地域地域のそういうひきこもりとか鬱病の人たちを訪ねて状況を報告する窓口であってほしいと思うのです。先ほどマンパワー不足というお話ししたのだけれども、今私の記憶には、ワーストワン、トップが5年間以上も続けているのですよ。不名誉なことですね、町にとって。そうすると、町民も不名誉な町に住んでいる、魅力がないという感じがどんどんふえてくると思うのです。先ほど言ったような重要課題として取り組んでほしいということでありますから、もう少し地域を知っている人たちにそういう相談員のような何かの働きかけをして、さらにはその人たちが窓口に気軽に来て、ひきこもりの方がある、どうしたらいいでしょうというのに相談する窓口であれば、その防止には役立つと、このように私は思っています。そういうことを考えているか、1点です。

もう一点は、現在鬱病とあって、これは個人情報でちょっといろいろあるけれども、鬱病の人はどの地区にどのくらいとか、何人いるとか、ひきこもりの人が何人ぐらいいるというのを把握も本来は行政でしているはずだと思うのです。そのことを数字だけでもわかっただらお示し願いたい。

それと3点目は、私どもが4年前だかに鱒ヶ沢町に自殺予防の先進事例ということでお訪ねしたことがあって、いろいろと勉強してきたことなのですが、やはりその地域地域を把握する人にそういう見守り隊ですか、今高齢者の見守り隊とかやっているけれども、見守り隊の人を、例えば民生委員の方ともう一人その相談をできる方を地域に委嘱するとかというふうなことでやって、そして鬱の人のところに行って声をかけて、おはようございます、元気ですかと、あるいは変わったことございませんかというふうな問いかけをして、そして徐々に外に出てお話しできるような状況になって防止につながっていますよというふうなことを教わってきたことがありますので、そういうところもいろいろ情報を収集しながら、何が一番いいかというのをもうちょっと慎重にお考えになって対策を講じてほしいと、このように思いますが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 大村委員おっしゃるように、館坂委員からもありましたけれども、鬱病であったり、そういったハイリスク者と言いますけれども、

そういった人に関しては電話相談でもいいし、こっちから出向いてもいい、そういったハイリスク者についてはある程度把握をしておりますので、そういったところには積極的に家庭訪問をしているというふうな状況でもあります。そういった人の把握につきましては、民生委員であったり、保健推進員であったり、あのひきこもりみたいだよとか、そういった情報も入ってきますので、そういったところについては民生委員と一緒に家庭訪問をしたりとかしてはおるところでございます。今後もそういった人たちの把握には積極的に努めて相談に出向くようにしたいというふうには、重点項目に上げて取り組む予定としております。

次の、そのひきこもり等の人数でございますけれども、実際に統計的にやった資料はございませんので、大体何人かということもちょっと今お示しできない状況にあります。

先ほど見守り隊というか、そういう制度の話でありますけれども、今も民生委員等には積極的に家庭訪問とか、その地域の中で相談に乗ってもらっているわけで、そういった中で民生委員からの情報もあれば、先ほども言ったように家庭訪問等を実施しております。さらに強化はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、大村委員。

○8番（大村 税君） ただいまるるお話をいただきましたけれども、その把握していないということは、やはりちょっといかがなものかなど、このように思います。やはり重要課題として捉えていないのではないかというふうな見地に私は立つのです。やはり把握して、それをその方がどのように日常の生活に戻れるような対応をするかということを中心に考えながら対策を講じることが大事だと、このように思います。やはりいち早く地域にどのくらいのそういう方々が何人いるかということ把握して、さらに民生委員といろいろと相談しながら、即出向いて、何回も人が行っているうちにひきこもりの人も出てくるそうです。だから、そういった対応をしてほしいと、このように思います。

それから、町長にお尋ねしたいのですが、5年間、さらにこれから先何年か続くと思いますけれども、このままの状態であれば岩手県の自殺率ワーストワン、大変な不名誉に私は感じます。町長も同感だと思いますが、そのようなことになって、総括課長のところだけで人を配置するとか委嘱することは困難だと思いますので、町長の施策の中でそういう深刻な課題を解決して、できれば岩手県でも上位のほうに行くようなことになることによって軽米の町も明るい町だなというように周囲の人からも見てもらえるし、また軽米の若い世代の方も、いや、不名誉なところにいたくないという考えはどなたもお持ちになると思いますので、その辺のことを町長もこの課題は一番重要課題だと捉えていると思いますので、もう

少し前向きに、即そういった見守り隊のような体制を整えて、そこにも幾らか財政支援をして自殺防止に真剣に取り組んでいただきたいと思います。いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） まさに委員おっしゃるとおり、私も大変重要課題だと思っております。いずれこれからいろんな情報の把握、これも徹底しながら、さまざま町の姿勢ではなく、積極的に出歩いていかなければいけないというふうに私も感じております。そういった中で、やはりマンパワーというものが、特に保健師とかそういった専門分野で携わる方々が今非常に足りない状態でございます。ことしも何人か採用いたしますけれども、そういった体制づくりをしっかりとしながら、そしてまたこれは役場だけでなく、やはり町民皆さんにある程度やはり呼びかけながら、民生委員のお力、さまざまいただきながら、積極的に対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、大村委員。

○8番（大村 税君） 大変前向きなお話をいただいておりますけれども、財政的な投資をしても課題を解決するというを提起して終わりたいと思っておりますが、財政的なことが一番だと思っておりますので、マンパワー不足というのはどこでも言えるけれども、それには財政が伴うことでありますので、やはりその面も財政をもうちょっと投資をしてこの課題を早く解決するというような考えを持っていただきたいということでご提案申し上げます。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 財政的にどういった振り向けをするか、それは一つには保健師を増員する、あるいはいろんな形でマンパワーを増強する、そこに財政的な投入が当然出てくるわけでございますから、そういった形での財政投入になると思っておりますので、今全然委員言ったのと私が答えたのは矛盾していないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○8番（大村 税君） よろしいです。

○副委員長（茶屋 隆君） では、ほかにありませんか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 環境衛生費についてお聞きしたいと思います。ここしばらく早渡地区の産廃処分場の建設計画がずっと音さがなくなっているのですけれども、その関係している地域の方からやはり不安な状況であるというふうなことをお話しされたことがあります。某会社は、まだやるのではないかというふうなこ

とも予想されると、またその会社も最近ではテレビでコマーシャルにも出て非常にイメージアップ作戦でやっているのではないかなというふうな気もしたりして、ほとぼりが冷めたらまた復活するのではないかなというふうに不安を持っている町民の方もいらっしゃると思います。その辺のところは今現在どのような状況になっているのか、また今後どのように進むのかというのを含めて説明いただければと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 早渡の最終処分場につきましては、建設を計画していた業者に対し、平成29年3月、済みません、ちょっと時期はずれているかもしれませんが、申請の取り消しの通知が出されまして、その業者が改めて県と国に対して異議申し立てをしている状況の中で、県のほうは平成29年4月に却下しています。国のほうの状況なのですが、ちょっと国のほうの状況は県でもつかめていない状況ですし、私のほうにもちょっと情報入っていないというふうな状況でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） いずれ町民の方でそれを不安視する人がいますので、やはり状況をつかめていないのではなく、状況をつかむ必要があるのではないかと、そして町民の不安を解消してあげるといのも一つの仕事ではないかなと思いますけれども、そのままにしておいていいのかどうか、その辺どうしても聞けないということなのか、その辺再度お願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） いずれ動き等があった場合にはすぐ対応できるように予算等も計上していますし、状況等の把握には努めていきたいと思っております。
以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） その動き始めるのを待っているということですか。何か事務所等もあって、まだなくしていないし、やるのではないかなというふうに見ている町民がいるわけです。だから、そういうふうなところ、私もコマーシャルに最近出ているのも何か関連しているのではないかなと逆に言えば思ったりしているのですが、そういうのをただただ起こることを起こるまで黙って何もしないでいいのかなというふうに感じるのですけれども、その辺いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 一旦県では事業計画を却下しているわけですので、再度何か動こうとすると、それこそ訴訟だとかそういった動きになるかと思いますが、そういった状況が見えたらすぐに対応したいなというふうなことでござ

います。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 県ではどうのこうのと言っていますけれども、当時から県ではそうであっても、国では通るのではないかという予想もないわけではなかったというのは、県と国での裁定はイコールではないという話を聞いたような気がするのですけれども、そういう楽観的な考え方でいいのかなというふうにちょっと思うわけですが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） いずれ楽観視しているわけでもございませんですし、状況等が変わった際にはすぐ対応できるように準備しているつもりでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、ここで正面の時計で10分まで休憩したいと思います。休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時11分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、会議を再開します。

1項保健衛生費、質疑ございませんでしょうか。質疑応答は簡潔にお願いいたします。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 72ページの医師養成の関係の負担金についてお伺いします。この制度が始まって相当な年数になると思うのですが、今回71万9,000円という予算化ですけれども、この額は私ちょっと調査不足で前年度対比とか調べてこなかったのですけれども、いつごろから始まって、どのくらいの、あと去年と比べて減っているのかふえているのかということをお聞きしたいと思います。

それで、市町村の医師確保ということですから、この実情から見れば全市町村で同じ人口比かもしれないけれども、お金を出し合って医師を養成する、医師不足対策としての事業だと理解しておりますけれども、それは間違いがないか。間違いでないという前提の中で、実際に今は県立病院を含めて軽米病院は非常に医師不足、看護師不足と大変になっているという現状と捉えています。そういう中で、一時は一定の補助金を出して地域医療に貢献するという条件つきで医師が養成されて、医師そのものが過剰になるのではないかなと言われたことが一時あり

ます。でも、実際に現実はそのような状況の中で、例えば抜本的な改革の中でいろいろな対策が必要だと思っていますし、町長自身もいつも考えていることだと思いますけれども、例えばこの額が市町村が負担をもう少しふやせばとか資金的な要求のことがあるのか、それとも岩手県の場合は県立病院、岩手医大が鍵を握っている部分があったりしますし、最近では養成されても開業医等々に行くとかという形もあったりしているようですが、これからの医師不足対策について県も結構力を入れるとは言っているのですが、見通しがないとは言いませんけれども、明確な見通しが立てられていない状況だと私は思っています。そういう意味で過去にこの制度が始まって蓄積された金額はどのくらいになっているのか、何年度から始まったというだけでも大体基本的な方向、さっき言ったように前年度対比とかふえているのか減っているのかということも含めて質問に戻りますけれども、今質問した中身について答弁をお願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 市町村の医師養成事業は、岩手県内全部の市町村が負担金として支出しているものです。制度の開始からだとか今までに何人の医師が養成されているかにつきましては、ちょっと手元に今資料持ち合わせていませんので、午後一番で答弁したいと思うのですが。

〔「質問に答えていない」「答弁漏れ」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、答弁漏れについて。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） それらも含めて午後一番で答弁したいと思います。

○12番（古舘機智男君） では、それは後で。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、済みません。

古舘委員。

○12番（古舘機智男君） つけ加えて、医師不足と同時に軽米病院の看護師の状況なんか掌握できていれば、午後に報告をお願いします。

では、違う項目に入りたいと思います。中村委員が出された早渡地区最終処分場の関係について私の立場で質問したいと思いますけれども、私が把握しているのは、答弁があったように県は却下して、その開発業者はそれを不服として国のほうに審査請求というか、それを出して、その後のシステムとしては、例えば業者が国が次の結論を出したとき初めて訴訟とか何かになるのか、国が結論出す前に訴訟という形なんかもあるのか、長年放置されていれば訴訟というのものもあるかもしれませんけれども、その流れについてお聞きしたいと思います。

もう一つは、公式というわけではないと思いますが、例えば国の問題です

ので、県選出の国会議員等々通じて、例えば県が却下したやつに対して国に対して審査請求というか、異議を唱えていることについての正式なものであれば、その取り扱いの状況が公でなくても、例えば概算をつかんでいくというか、動きをつかんでいくというのはある意味では県選出の国会議員等々が事務所等々でもできる中身でもあると思うのですが、その辺等については考えたことがないのか、この2点について。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 県の却下と、あと国の今訴訟に上っている件、簡単に説明いたしますと、さっきもお話ししましたけれども、さっきの決して間違いではないのですけれども、ちょっと種類が違いますので、一般廃棄物と産業廃棄物がございます。県のほうは権限は一般廃棄物です。それで、国のほうは産業廃棄物ということで、県のほうには一般廃棄物ということで、それを却下されたと、その却下されて異議を申し立てる期間というのがございますけれども、たしか半年ぐらいだったと思いますけれども、それも出さなかったということで、一般廃棄物はなしということでございます、あきらめたと。そして問題は産業廃棄物です。産業廃棄物は、どうしてもやっぱり負荷の大きい廃棄物で、私たちも非常にこれについては問題視しているわけですから、同じところに入れますので、県でバツにしたものを国のほうでマルにするということはまず常識ではないのかなと思っていますけれども、国の機関、その担当部署というのは物すごい膨大な案件を抱えています。私林業のほうで申しますと、林地開発といいますか、保安林の解除とかそういったのがもう本当にいっぱい抱えて、それを1人の職員でやって、とてもとてもすぐできるものではない、もうかれこれ2年以上かかっています。多分まだそれでも書類の下のほうにあるのかなというふうに考えていますが、それは想定ですけれども、それぐらい役場の職員の仕事も大変ですけれども、国の職員も大変です。そういったことでどの程度審議が進んでいるとか、審議がそれに上っているとか、その辺も何度も県を通じて探りは入れているのですが、どちらかというところとしてほしいというのが、追い立てられても進むわけでもないというふうなことだと思います。それで、そういった状況ということを理解して、今はこれしか言えないです。

そして、ただ県選出国会議員がどうのこうのと、それは非常にナーバスな問題ですので、来るべきときが来たらば、そういったことも必要なのかな、その辺は情報をいろいろ把握しながら適宜行ってまいりたい。確かに私は必要なことだと思います。県のほうには陳情書を出したり、そういったこともしましたので、国のほうにも来るべきときが来たらば、時期を見て判断させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 国のほうもすごい仕事量の中で大変だという、そういう状況だと思いますけれども、さっき言ったように例えばその結果が出ない前に行政としては異議申し立てをして放置されているという感じで、訴訟が出てくるという可能性というのはルール的にはあるのでしょうか、それとも国の態度が決まってからでないかと行政が対応できるのかできないのかというのが、その辺が業者の動きを見るということが、業者独自で訴訟なんか現状でできるのかどうかというのを確認しておきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 副町長、藤川敏彦君。

○副町長（藤川敏彦君） 専門ではないですので、正しい話かどうかちょっと自信がないのですけれども、今そういった国のほうに不服審査といいますか、そういうのをを出していて、まだそれを言うなれば許可が全然まだおりにない、産廃については許可がおりにない。許可がおりにない中で進めるということは、違反になりますので、刑事罰ということになると思います。あり得ないと思います。ただ、業者の立場になれば、余り長く放置されると不利益ということもありますので、それはまた別の法律の中で不服審査法とか、そういったこともございますので、そっちのほうの判断になるかなというふうに思います。

○12番（古館機智男君） わかりました。ありがとうございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 73ページの20節扶助費、不妊に悩む方への特定治療支援事業助成金90万円とあるわけですが、これは今年度の実績は何件ですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） ただいまのご質問にお答えしたいと思いますが、実績としては1人というふうになっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） この事業は何年ぐらいですか、3年か4年ぐらいたつのかあれですけれども、そうすると大体1人で90万円ぐらいかかっているというふうなことですか、そういう理解でよろしいですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時28分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） かかった経費について、今手元に資料がありませんので、後でお知らせしたいと思います。
- 副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。
- 6番（館坂久人君） この制度は何年か前から予算書に上がってくるわけですが、この実態といいますか、私らもただ大変いいことだなということで賛成していたわけですが、ただその中身については、まず例えば治療方法にもよるのだと思いますが、1回当たりどれぐらいなのか、それから例えば妊娠するまでにどれぐらいの費用がかかるのか、これは今総括課長の答弁だと1人分90万円ということですが、この90万円というのはどれぐらいの治療の額に対して90万円なのか、その辺の基礎的な何かそういう費用ですか、わからないもので、その辺お知らせ願いたいと思っています。調べてからでもいいです。
- 副委員長（茶屋 隆君） 午後からでいいですか。
- 6番（館坂久人君） はい、調べてからで結構です。
- 副委員長（茶屋 隆君） では、健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） まず、予算化されている90万円でございますが、1人当たり3回と見まして、10万円掛ける3回掛ける3人ということで90万円を予算化しているものでございます。
- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、館坂委員。
- 6番（館坂久人君） 私はこの辺の知識がないわけですが、例えば1人の方が治療に行っても、なかなか妊娠できなかつたと、また続けて治療したいというふうなことになってくれば、また補助事業を続けて受けられるような形になっているわけですか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。
- 健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 詳しく調べてからお答えしたいと思います。
- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
- 6番（館坂久人君） では、調べてからお願いします。
- 副委員長（茶屋 隆君） 午後に、ではそれも一緒に報告ということをお願いします。そのほかございませんでしょうか。
山本委員。
- 13番（山本幸男君） 火葬場の件について質問したいと思います。質問の趣旨は、いづれ葬儀の簡素化といいますか、そういう観点で質問したいと思います。この間も何件か葬式にかかわった経緯を踏まえながら、やはり家族葬という形をとっても結構葬儀にお金がかかるものだなという勉強をさせていただきました。簡素化という面からいきますと、できれば当日午前中に火葬をやって、午後から葬式と

いうふうな形がまずそこにかかわる人も一日で済みますので、そういう形が好ましいのかなと。それから呼ばれた人たちも一日で終わってよかったなというふうな感じを持っているのが現実で、できれば一日に火葬、葬式というふうな感じが一番いいのかなと思ったりしております。

そこで、火葬に要する時間が大体2時間前後、この前は1時間45分ぐらいで終わらして、早いなというような感じをまず受けたわけです。したがって、午前前半というか、午後も含めて大体3回転ぐらいすると、余り日程をとられないで火葬、葬式という形が終われるのかなと思ったりしますが、今は多くて2回ですか、3回転というふうなことは無理と考えられているのか。いずれそういう面で行政のほうがもう少し役割を持って葬儀屋と相談して、そのシステムづくりということで3回転することができれば、朝一番でということが、そんなことも加えれば可能かなというふうな感じもしますが、いずれお寺の都合もあつたりしますが、お寺もこのごろはいずれ午後1時というのは必ずしもなくて、午後の2時であつたり、午前も11時とか12時とかという形で対応もさまざまな対応ができるような感じを持っております。その意味では、一日3回転というふうな感じの対応は不可能なのか、町がまずあそこを管理しておりますので、町の考え方でさまざまなものが動いていくと、そう思いますが、いかがですか。

あわせて今既に建築の準備に入って、設計もできたと思いますが、私は今でも1体でなく2体同時というふうな、2体の構想というのはやはり何か実際携わっているの見学して、そういう形であれば大体まず火葬、葬式、一日というふうな回転ができるのではないかなという感じを持っておりますが、その2体というふうな、2体という表現が適当かどうかわかりませんが、そんなことは考えられないのか、あわせて答弁をお願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 山本委員のご質問にお答えします。

午前10時からの火葬で、午後1時からの葬式が可能かということですが、最近現状でもそういうご家庭が多くなってございます。新火葬場で3回転がどうかということなのですが、大体火葬時間1時間半、それから冷却、お骨を冷やす時間15分、収骨に15分程度見れば、2時間あれば入れかえが可能だと思っておりますので、葬儀屋等、お寺の都合等がつけば3回転、一日3人も可能なのかなと。ただ現状を見ますと、先月2月も結構多かったですのですが、1カ月24人の方がお亡くなりになりまして、火葬場利用しているのですけれども、24人の方で実質稼働日数が17日ぐらいなのです。ですので、おおむね2日に一遍の頻度ですので、あえてそこに一日3回という時間帯を盛り込まなくても可能なのかなとは思っていました。

〔「2体、2基」と言う者あり〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） どうしても火葬炉を2基にしますと、炉前のホールも当然一緒にはできないわけですので、交互に使えるようなスペースをとらなければなりませんので、今現在計画している予算ではちょっと無理なのかなという感じがします。倍ぐらいにはね上がるものだと。当然上屋もその火葬炉前ホールに合わせたものにしなければならないと思いますし、控室も一緒というわけにはいかないでしょうから、別々に設置するとなると今の事業費の倍程度は必要になってきます。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） あわせて、この2月はたくさんあったように、新聞を見れば大体連日のように軽米町の欄にありましたので、そうかなと思っております。季節の変わり目というか、そんな時期には多いのかもしれませんが。そこで、期間中に、火葬がうちでは九戸村だったという話も聞いたものですから、大変だったかなとは思いますが、簡素化、それから葬儀に当たった当事者等の利便性といいますか、そういう対応から見れば、もう少し時間もとらないように、10時とありますが、それをもう少し1時間ぐらい前倒して3回転というふうな形も可能なのかなと。お寺の都合とか、それから火葬場の都合で、火葬、葬式というのが必ずしもスムーズに行っていない、そちらの話が優先して、喪主の意見というのは割と通らないかなという感じもしますので、いつか検証してみて、町民に余り葬儀は大変とお金がかかる、結婚式もかかるけれども、結婚式はそれなりの一定の会費制というものもありますが、葬儀は結構なお金が当事者も、それから行く人たちもかかるというふうなことだと思いますので、簡素化という観点からもう一回検証してみたい方がいいのかなと思います。特に私は3回転が可能なのだというふうなことを頭に置いて事柄に当たってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 先ほども申し上げましたとおり、今現状の火葬場でも10時からの火葬、午後1時からの葬儀には対応できています。亡くなられて、2日ぐらい前に予約が入るのですが、その際に午前あいているか午後あいているかというふうな問い合わせを受けまして許可というふうな流れになるのですが、たまたまどうしてもその日でないとだめな方がいらっしゃる場合には、やむを得ず九戸の斎場とか二戸市の方をご利用いただくというふうな流れでございまして。3回転が可能かということなのですが、新しい火葬場になればご要望によりまして、3回転も可能なのかなと思っておりますけれども、その3つの予約された方々のそれぞれの事情等も考慮しなければならないのかなと思っていま

すけれども、いずれ1つの葬儀屋からの申し込みであれば一日3回も可能だとは思っています。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） いずれ一日に火葬と葬式が終わるような形で、簡素化という観点から認識を共有できるのであれば、その方向で可能な限りの調整も役場自体もやってもいいのではないのかなと考えますので、ひとつ検討をお願い申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。今度は火葬場でなく、結婚の問題について。関連して先ほどひきこもりとかさまざまありましたが、結婚についても大変困難な時代というか、望まない人もあるかもしれませんが。ただ、実際はそういう人が大変多く見受けられまして、そのことについては先ほども述べましたが、担当課を明確に、それから担当職員等も明確にして、それぞれの実績を積み上げてもらいたいという質問をきのういたしました。さまざまのうからきょう、子ども・子育て育成会議等の委員とか、それから保健推進員とか、さまざまな委員が上がっておりますが、これらの事業と並行して、結婚のことについても話題にしてもらうように、辞令交付のとき、子ども・子育て育成会議の委員の委嘱をしながら、結婚の推進の委員等もあわせてお願いするような、あるいは町長が挨拶をするとき、保健推進員の方々や子ども・子育て育成会議の委員の方々にこういう自殺予防対策を日本でございますよと、それから結婚の問題で困っている人たちもありますよというのにも、機会があったら関心を持ってもらうような挨拶をするとか、併任辞令を出すとかというふうなことをしたほうがいいのではないかなと、そうするともしかすればいつか縁があったり、きっかけがあったりして元気になる可能性もあると思いますので、そういう認識を町長も持ったほうがいいのではないですか、あわせて話題づくりをしていくというふうなこと、いかがですか。関連して質問したところです。

〔「きのう終わっていたところでないですか」と

言う者あり〕

○13番（山本幸男君） きょうは保健推進員も。

○副委員長（茶屋 隆君） では、今まず議題としてはないのですけれども、関連ということで今質問ありましたので、答弁のほうは答えられる範囲内でいいと思いますけれども、町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） きょうも答弁しましたけれども、大変大事な部分であるというふうに認識しておりますので、いろんな機会を捉えながら呼びかけと申しますか、そういった話はしていきたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 自殺の関係については、日本一とは別に決まったわけではなくて、まず日本一だかどうか分かりませんが、ただこの私を見た新聞には、多い県が載っていて、東北でまた多い県が載っていて、きょうの話を聞いておりますと、岩手県でも上位のほうだということになりますと、大体日本一になってくるというふうな感じもします。だから、それはそれとして別に宣伝することもないのですが、そういう認識だけは共有して恥ずかしくないで対応したほうが良いと僕は思います。だから、あわせて結婚の問題についても、役場の職員の皆さんにも頑張ってもらいたいというふうな感じも持っておりますので、町長、そういう認識、あらゆる機会を捉えて対応したほうが良いのかなと、そう思いますので、町長直接に単刀直入に、よろしく頑張ってもらいたいと思いますが、決意のほど。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いろいろデリケートな部分もございますので、私も大事な部分であるというふうに考えておりますので、それぞれの考え方、それぞれを尊重しながらも、やはり婚活と申しますか、そういった奨励はしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○13番（山本幸男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、中村委員。

○2番（中村正志君） 確認ですけれども、火葬場、施政方針演述では7月に本体工事に着手して、4月の運用開始を目指しているというふうに言っていますけれども、どちらかという曖昧なのかなと。やはり4月1日にはもうオープンしますよというふうなきちっとした考え方をして工事の管理を進めてほしいなど、これは町民に深くかかわる部分ですので、新しいところでは、古いところではやらなければならないというふうな直接的にはね返ってくる部分だと思うので、4月1日にもうオープンしますよというきちっとした考え方をしていけば、それに向けた工事の進捗状況も管理できるのではないかなというふうに思いますので、そのところ曖昧にしないで、きちっとしたほうが良いかなと思って私意見を述べたいと思いますけれども、そのことについていかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 今後のスケジュールなのでございますが、大体5月をめどに造成工事に着手したいと思います。火葬炉含む本体工事につきましては2億円強になりますので、議会の議決が必要になりますので、それらを経れば7月中旬以降の着手は可能かと思っていました。ただ一般的にこの程度の工事の事業費ですと、7カ月が必要だというコンサルのお話もありますので、何とかぎ

りぎり間に合うかと思っていますので、4月からの供用開始を目指したいなと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） いずれ考え方として、4月1日にオープンしますよというふうになれば、当然逆算して事務というのは進まなければならないと。だから、そこで日程が決まる。だから、曖昧な発想ではなく、やっぱりそういうふうなのをきちっとやっていかないと、設計業者にしろ、工業者にしろ、天気が悪くなったからおくても仕方ないとかというふうな発想になるのかなと感じたので、そのところはきちんと厳しい姿勢で運営管理をしていただければなど、これはこの火葬場に限ったことではない、全ての事務事業に関して同じことが言えるのではないかなということを含めてお話しさせていただいておりますので、よろしく願います。

以上で終わります。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 火葬場の何だっけ、木を伐採やっていたといたっけ、あの伐採で終わりなのですか、何か余り広くないかと、もっと面積があったほうがいいのかなと見た感じそう思っていました、伐採はあれで終了でその範囲内でやるということですか、それが第1点。

それから、あわせて先ほど火葬と葬式を一日で終わらせるというふうな提案をしているわけですが、そのことについては基本はさまざまな葬儀屋、お寺の事情があると思いますが、簡素化という観点を頭に置いて、そこから出発してさまざまな検討というか、提案を役場自体が考えてもらいたいということで質問しておりますので、よろしく願います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 今の伐採箇所は、町有地ではありませんので、これから借地として借りようと思っている軽米町区共有地生産森林組合の敷地内の支障木を伐採したもので、そのほかにも町有地になっている部分もございますので、それらもこれから造成工事と一緒に進んでいきます。

簡素化を進めるために10時から当日午前中火葬、午後葬儀を進めてはということなのでございますが、それぞれのご遺族のお考え等もあろうかと思っておりますので、私のほうでは特に考えは持ち合わせておりません。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） それぞれの遺族の考え方があから云々ということですが、行政というのはやはり事業の、そこにはそのこのというふうなことはそうだ

かもしれませんが、でも本来やっぱり我々は絶えずやっぱり町民の負担をなくする、そういう原点から始まってさまざまな事業なり経営が展開されていくものだと思います。だから、私が提案している午前、午後とあわせてというふうな提案は、私は私なりに簡素化になるのではないかというふうな感じも、意見を強く持っておりますので、簡素化というふうな観点も踏まえながら、町民の負担を少なくさせようというふうな観点からさまざまな事業が展開されていくべきではないか、そう考えておりますので、改めて提案しておきます。いずれ簡素化というのでさまざまな事業、今の葬儀についても提案したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、1項保健衛生費を終わりたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、2項清掃費、補足説明があればお願いします。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 4款衛生費の2項清掃費の部分についてご説明申し上げます。

1目の清掃総務費なのでございますが、昨年と同額の計上になります。それから、2目の塵芥処理費なのですが、1,576万4,000円増の1億1,696万6,000円となってございます。増の要因でございまして、78ページをごらんいただきたいと思ひます。18節の備品購入費、今年度不燃物収集車、4トンダンプ車を購入、更新したいというふうなことで、1,126万8,000円を計上してございます。それから、19節の負担金、補助及び交付金なのでございますが、二戸地区広域行政事務組合の負担金が昨年度比で468万5,000円増額しておりますので、これらが増の要因となっております。

それから、3目のし尿処理費でございまして、343万7,000円増の4,640万3,000円でございますが、これも19節の二戸地区広域行政事務組合の負担金が340万円ほど増となったことによるものでございます。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） では、続いて3項の水道費も説明ないかな。

〔何事か言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、2項、3項一緒に質疑を受け付けたいと思ひます。

中村委員。

○2番（中村正志君） 議案1号だったかな……のときにちょっと聞いたのですけれども、

いずれ軽米町の今現在のごみの数量というのはどういう傾向になっているかということ1つ。

あともう一つ、指定のごみ袋なのですけれども、購入すれば一番いいのですけれども、軽米町でも私が知っている範囲ではたけさわストアとユニバースで買い物袋に入れてくれるのが指定された袋であるという、あれであればごみを入れて出せるというふうなことなのですけれども、そのカシオペア連邦指定と書いてあるのですけれども、あれをつけるには幾らか払わなければ、多分お金が必要になっているのかなと思っているのですけれども、その辺のところどれぐらいかかっているものなのか、なぜ私が知っている範囲ではこの2つの店しかやっていないのかなと、広く考えるのであれば、例えば役場が出資している軽米町産業開発でもそういうふうな指定の袋を出して、それを使ってごみを出してくださいよというふうなこともあってもいいのかなというふうに感じるのですけれども、それが指定の袋があるかないかで店を選ぶということもないわけではないと、私は結構そういうふうなのをかなり意識している部分がありますので、だからその辺のところをどのようにお考えなのか。まず、いずれその指定に関してお金がかかるのかどうかという点。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） ごみの処理量については、ほぼ横ばいかなというふうな認識をしております。というのは、一般家庭のごみはそんなに増減はないのですけれども、最近事業所等がふえていますので、太陽光の関係ですか、事業系のごみが若干ふえているというような状況になっているのかなと。

指定袋なのですけれども、あれは二戸地区広域行政事務組合でメーカーを指定して、そのメーカーが作成したごみ袋を管内の商店が購入しているというふうな流れなようございますので、ちょっとどのぐらいの費用がかかっているかということ把握しておりません。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） ごみの量は横ばいであると、そこら辺はそれを減量化も含めて生ごみ処理というふうなのは新たに予算化しながら進めているということも考え合わせれば、では太陽光の関係でふえているのはこの分ぐらいあって、生ごみを処理することによってこの分が減っているとかというふうな数字を当然出しているごみ対策を考えていくべきだと思うのですけれども、その辺のところもし考えていないのであれば、そのようなことを考え合わせてごみ対策の事業に取り入れていくべきだと思いますが、それが1つと、指定袋はメーカーを指定という言い方されましたけれども、メーカーを指定というのは店を指定、おたくでやってくださいということなのか、うちでやりたいかということなのか、ちょっとい

まいちわからなかったのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） ごみの量につきましては、それこそ1人一日当たりの量でずっと統計はとられているのですけれども、年ごとに変動がありますので、正確な要因というものはちょっとつかみづらい状況でございます。収集回数がふえたこと等による増もありますし、それから今ずっと生ごみを分別回収していますが、それによる減等もあるのですが、ちょっと詳細についてはつかめておりません、申しわけありません。

それから、ごみ袋につきましては、ごみ袋をつくるメーカーを指定している……

〔「つくるメーカー」と言う者あり〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） つくるメーカー、はい。ちょっと手元に資料がないので、そのメーカーについても午後からお答えしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、中村委員。

○2番（中村正志君） ごみの処理量については、余り分析できていない。というのは、私が言いたいのは、ごみ対策に関していろんなことをやろうとしていると、やっていますよね。生ごみの処理とか、あとリサイクルする缶とか紙とか、そういうふうなものもあるのですけれども、その辺がどのように、ただ単にリサイクルされるのか、ごみの処理量に含まれるのかどうかというふうなこと。というのは、例えばアルミ缶であれば今ユニバースでも回収しているし、あと発泡スチロールとかそういうふうなものも回収している。紙もあそこで回収してもらっている。ただ段ボールはだめですよとかあるわけです。ですから、ごみに出すのを控えてそっちに持っていくようなことをやっている人も私も含めてあるのではないかと思いますけれども、その辺のところ住民の方がごみを減らすためにはどういう努力をすればいいかというのをいまいまだ理解していないのではないかなというふうに感じるわけです。というのは、今後の清掃施設の負担割合の中でも処理量に合わせての負担というふうなものも出てきているのであれば、町民みんなが同じ考え方の中でごみを減らす努力というのは当然するべきだと思うので、その辺のところを含めて町民に対する啓蒙活動が必要ではないのかなというふうなことで、もっと状況を把握しておかなければならないのではないかなというふうに思って発言していますので、その辺のところをどのようにお考えでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 先ほども申し上げましたとおり、ごみの1人当たりの処理量につきましては年度ごとに目につくような傾向等が見られないので、何とも言えないところがあります。いずれ生ごみの分別収集による減量化はされているものと認識しておりますし、あと資源ごみ、アルミ缶等は二戸地区広域行

政事務組合で収集した後で業者のほうに売却しているというふうな状況で、年間当たりにはしますと2,000万円だとか3,000万円とか結構な金額になっているようでございますので、ユニバース等へ持っていかれる方もあるようなのですが、それはそれで二戸の焼却場に持ち込まないわけですので、負担割合が減るものだというふうな考えもありますので、業者のほうに出していただいてもいいのかなと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） あと衛生費、質疑がなければ終わりたいと思いますけれども……

〔「午後」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、時間ですので、午後1時まで休憩します。

午後 零時05分 休憩

午後 1時00分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、時間ですので、会議を再開します。

最初に、午前中答弁漏れがございましたので、それから説明していただきたいと思っております。

町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 最初に、午前中の古館委員の医師養成事業の市町村の負担金についてご説明申し上げます。

負担金の額なのですが、平成30年度は67万8,000円で31年度が71万9,000円ですので、若干ですが、ふえております。

事業がいつから始まったかというふうなことでございますけれども、国民健康保険団体連合会でこの医師養成事業をスタートさせたのが平成16年度からでございます。

実績でございますが、平成16年から現在までに137名の就学生を採用しまして73名が医師になってございますが、市町村立病院等の常勤医として勤務した医師は4名だけというような実態でございます。ほとんどが県立病院とか中央病院のほうに勤務している状況のようでございます。

課題として、この中で挙げていますが、平成30年度で県外者の割合が38.7%で、年々増加している状況にあるというようなことで、平成28年度からの採用者が36名でございますが、このうち県出身者が14名、県外出身者が22名というような状況であるようです。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） この医師養成事業について、全県的に見れば独自の医師養成

の補助事業等でやっているところもあります。実際に今の報告によれば、137名のうち73名が医師になって、県内の市町村の病院に残った者が4名ということで、軽米町には市町村の診療所、病院がないものですから、県立病院しかない。青森県とかは県立病院が中央病院ぐらいで、岩手県の場合は全国でも独自の県立病院の役割というのが位置づけられて、県民が均てんな医療を受けられる体制という形を念頭にやってきたものです。しかし、平成16年から始まっているとすれば30年で14年間やっているわけですけれども、実際に4名、県立病院も合計していいと思うのですけれども、県内の公立病院に就職したという人がどのくらい、医師が養成されたのかというのは一つのかなめになると思うのですけれども、その辺がどうなっているのか。

また、その制約といいますか、その医師の養成の援助を受けて、卒業された方が一定の地元貢献というか、補助金をもらった団体、県に対して一定の制約が私はあるように感じるのですけれども、お話だとそういう中身がないというような、説明がなかったものですから、そういう一定の何年間は県内の病院にいななければならないとかということがないのかどうかということの説明もお願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 大変失礼しました。73名というのは、卒業して、今現在医師として勤務されている方の人数で、在学中の方がさらに56名おりますので、その方が卒業されれば医師として勤務されるということになるろうかと思えます。

県内に今勤務されているお医者さんということですが……

〔「県内というか公立病院に」と言う者あり〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 公立病院……義務履行は6年間なのですが、義務履行先の病院で勤務されている医師が25人いらっしゃいます。今臨床研修先でそれぞれ研修されている方が22人。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） この数について、それによって足りるかかどうかというのはデータ持ち合わせていないのですけれども、慢性的な医師不足に対応する人数になっているのか。それから、実際に県内で勤務している人がぐっと少ない感じがするのですけれども、例えば義務履行というか、全部お金を、全部か幾らかわかりませんが、返還すれば自由になってもいいとかといういろんな条件があった中で、そういう岩手県に戻ってくる人が少ないという状況がどうして起きているのかということとは把握しておりませんか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） あくまでも国保連の事務局長としての見解のよう

でございますが、現状では、県外の医大等に入学され、県外の臨床研修機関に残った医師は、義務期間を満たさないで就学資金を返還されている状況が多いというふうに記載されております。

対策としましては、初期臨床研修期間が6年間あるわけですが、それも義務履行期間に算入して義務履行期間を短縮していこうというふうな流れが今現在国保連のほうではあるようでございます。

義務履行を果たさない医師が多い理由は何かということにつきましては、私のほうではちょっと把握しておりません。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 私の質問している前提には、慢性的な医師不足がずっと続いていて、ひところはそういういろんな医師養成の補助金制度ができてから、もうそれが卒業すれば結構医師過剰になるかもしれないということまで言われたことがあったのですけれども、実際にはそうならなくて、医師が不足しているという形になっていると思います。

国保連という公的団体がやっているものでありますが、やっぱりこれが十何年間、平成30年までですと14年間となれば、平均して70万円とかとなれば800万円とかのお金を自治体でここまで出してきたわけです。そういう関係で、医師不足の問題というのは岩手県だけではなくて、あと都市との偏在という関係があって、大きく国の施策の関係とかいろんなことがあると思って、一自治体ではどうしようもないという部分も確かにあると思いますけれども、県も含めて、国の施策も含めて、この医師不足の早期解消のための運動というのは、毎回のようには言いますが、現在も町村会の会長だかどうかはまだ新たになってわからないのですけれども、大きな役割を果たしてきた町長として、この軽米町の慢性的な、特に県立病院の医師不足解消に対する方針というか、考え方についてお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 今の総括課長が報告したように、医師そのものは少しずつ申しますか、少しはふえているのかなというふうに私も認識しております。

ただ、その中で例えば産婦人科の医師がなかなか手がないとか、精神科医がなかなか手がないとか、そういった科ごとの偏在性がちょっと最近課題となってきたようでもありますし、また地域ですね、沿岸部には希望が少ないとか、そういうふうなことは耳にしておりますが、いずれにせよ医師不足に関しては、高齢化に伴いまして医療費そのもの全体がふえて思いますので、そういった観点の中ではやはりまだまだ医師の充足というのは必要ではないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 町長の認識の中では産婦人科みたいな専門医というか、科によっては非常に落差があるというか、そこが大きな問題みたいなことを言われていますけれども、軽米病院の実態を見れば、常勤医そのものが少なくなって、医大から派遣医という形で今ぐるぐると回って、実際に軽米病院と懇談した場合でも、本当に不足になっている状況というのが目に見えていると思うのです。それがもう3年前、4年前よりも町の常勤医が少なくなっているというのは間違いのない事実だと思っておりますし、それは単に産婦人科とか、耳鼻科だとかという専門医の関係ではなくて、軽米町の場合は内科医というか、そういうところだと思いますけれども、深刻に捉えていく必要があると思うのですが、国や県に対して、町長も先頭に立って自覚を、あと県立病院は軽米高校と同じように町立の病院だ、町立の高校だというぐらいの位置づけをこれまでもしてきたとっていて、例えば町独自の医師の確保のための養成の制度をつくっていくことも含めて、それは県立病院ですから勝手に町がやってもどうしようもないということになるかどうか、実際には難しいかもしれませんが、そういう軽米町としての努力目標というか、展望というか、そういうことを示してほしいのですが、よろしく願います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） おっしゃるとおりで、大変軽米病院取り上げれば、今委員おっしゃるような状況でございます。先ほど私が申し上げたのは、県全体あるいは全国的な傾向を申し上げたのでありまして、非常に軽米病院に関しましては非常勤のお医者さんに頼らざるを得ないような状況でございます。

そういった関係の中で、やはりこれも軽米病院だけでなく県全体の中の動きの中からはっきりと軽米病院も見ていかなければならないという部分もございしますので、そういった点も捉えながらしっかりとこれからも軽米病院の存続、そしてまた医師確保等に関しましては努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○12番（古館機智男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） もう一点、中村委員からのご質問にお答えしたいと思います。

商店が利用している手提げ袋にマークを入れるのは有料かどうかということでしょうか。二戸広域のほうにマークを入れたいというふうな申し入れす

れば、オーケーですよというふうなことになるって、特段印刷に係るマーク代等は取っていないというふうなことなようです。

私がメーカー指定と言ったのは、通常使っている大きな青い袋と緑の袋はメーカー指定して、そこで作ったものを問屋経由で商店のほうに流れてくるという流れでございました。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○2番（中村正志君） では、申し入れをして自分で印刷すれば印刷代がかかるというだけのことだと思うのですけれども、であればやっぱり軽米町産業開発なんかは率先してそういうものをつけて、軽米町産業開発の袋はごみ袋になりますよというふうなことを、町長が先頭切ってそういうことをやったほうがいいのではないかなというふうに思うわけです。それもすなわち我々がごみ袋を使う場合においては、あそこの袋はそういうふうな袋くれるからあそこに行って買い物しようとかというふうに思う場合もあるのかなと、人間の心理の部分ですけれども。町のほうでそういうことを率先してやっていただくためには三セクの軽米町産業開発なんかは一番先にやるべきではないかなというふうに思うわけですけれども、そういうふうなことを意見として述べさせていただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 今の関連でお聞きしたいのですが、カシオペアのマークについてはさっき中村委員が言ったようにたけさわストアと多分ユニバースだけだと思います。そういうときにいろんな袋のサイズがありまして、袋そのものを注文するにはロットが何万枚とかという形になって、小さな業者ではなかなかそれを使い切れないということがあると思います。

どうしてそういう指定袋かというのは、ダイオキシンの関係で材質が発生量が少ないというか、そういう形で多分材質の指定がされているはずです。その材質の指定があればあとは基本的には使用してもいいのだけれども、二戸広域で処理する場合、それを判別がつかないからやっぱり印をつけてほしいという形になっていると私は理解しています。

そういう意味では、中村委員が言うように町民がこぞって言えば、軽米町産業開発のほうで町内の小売店なんかで、うちでもレジ袋使っておりますけれども、一手に共通の買い物袋みたいなやつを、1社だけではなくて、商店の人がそれを買ってきて使えば、小さなレジ袋でも収集してくれるというような方法等も考えられると思うのですが、ほかの市町村でやっていると聞いたことないのですけれど

も、そういうような考え方についても検討する必要があると思うのですが、いかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 古館委員おっしゃるとおり、材質とマークは二戸広域からの指定で、印刷代は小売店の負担になるということですが、町としてそういう指定の手提げ袋を印刷して小売店に配布しては……

〔「配布っていうのではない、買えるような……

まずいい、説明してください」と言う者あり〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 買えるような……

〔「商売だから当たり前だと思います」と言う者

あり〕

○町民生活課総括課長（川島康夫君） そういったこととか、それから二戸広域の袋真四角なので縛りづらいようで、手提げ式にしたらどうかというふうな声も、二戸広域の担当課長会議の中では出ていますので、そういったこと等もこれから含めて提案していきたい。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 今のLサイズ、Mサイズの指定袋、青とか、緑とかがあって、でも小さいのはない。一番効率的なものは、買い物するときにもらえるレジ袋というのは結構大きいものもあるし、小分けで出していく場合でも使い勝手そのものが非常にいいと思っております。

私が言っているのは、だから町民生活課という問題と商工観光課というか、商工会関係との政策にもよると思うのですが、窓口が一本になって商店の中からこういう企画をするけれども、そういうレジ袋、名前入りのレジ袋を一括して例えば軽米町産業開発が買って、それを有料で一般的な袋として販売してもらおう。商売ですから、当然それは商店の負担でなければならないわけですが、そういうことになればそういうレジ袋が有効に使われてくるのではないかなと思うのですが、その辺の考えについてもう一度お願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 今の古館委員のお話、大変いいお話だと思って聞いておりました。町内の商店が必要なものを取りまとめて一括して買えばいい話でございます。

〔「印刷にはロットが必要」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） その件については、至急軽米町産業開発のほうと調整してみたいと思います。

○12番（古舘機智男君） はい、わかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい、いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほかはなかったでしょうか、皆さん。

健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 午前中の舘坂委員の自殺の関係の質問にお答えしたいと思います。

まず、この二戸管内の状況でございますけれども、対10万人に対して何人死亡しているかというふうな死亡率のほうになりますけれども、全国より岩手県は死亡率が高い状況、そしてその岩手県の平均より二戸管内の平均は高い状況にあります。

平成25年から平成29年までの5年間の平均自殺死亡率で見ますと、岩手県の平均は24.1なのですが、二戸管内の死亡率は39.1と、保健所管内だけで見ますと二戸の保健所管内が一番高い状況となっております。それで、その二戸管内の市町村の人口10万人に対して何人死亡しているかという死亡率を見ますと、これも5年間平均の死亡率ということになりますけれども、平成20年から平成24年の平均率のところから軽米町の5年間の平均死亡率は管内で一番高くなっている状況となっております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（舘坂久人君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課健康づくり担当課長、大西昇君。

○健康福祉課健康づくり担当課長（大西 昇君） それでは、舘坂委員のご質問いただきましたことにつきまして補足の説明をいたします。

不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成金ということでもあります。これにつきましては、内容は、子供を希望しているものの子供に恵まれない夫婦に対しまして、特定不妊治療ということで内容は体外受精と思っておりますけれども、それに係る費用の一部を助成するというようになっております。

この特定不妊治療につきましては、大変金額的にもかかるということで、県のほうで15万円、町で10万円を限度といたしまして、1年に3回を限度といたしまして、2年目以降は2回を限度として助成をしておるということでございます。

また、医療費のほうも1回当たり高額のようでありまして、大体40万円ぐらいのところもあるようだという事です。

〔「1回」と言う者あり〕

○健康福祉課健康づくり担当課長（大西 昇君） はい、1回。

それで、助成のほうが県が15万円、町が10万円ということで、それを年3回助成しているということ……

〔「3回」と言う者あり〕

○健康福祉課健康づくり担当課長（大西 昇君） はい。

ということになっております。

ただいまその不妊の治療をいただいております方は1名ということでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（館坂久人君） 了解です。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほか、4款衛生費ございますでしょうか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 生ごみ処理の関係で、毎回質問して申しわけないのですが、今回生ごみ処理については事業用の機械借上げ料に約100万円、それから土地借上げ料に39万8,000円という形で出ています。ことしの冬は比較的暖かかった感じがするのですが、削減型の生ごみ処理、今回は種菌とかは計上されていないので、暖かかったから菌が活発に動いて処理が十分なのかと推察するところなのですが、収集した生ごみが100%町内で処理、100%というのはちょっと極端かもしれませんが、選別して不純物を取り除いた生ごみが処理できるのが9割なのか、95%か、よくわかりませんが、そういう生ごみ処理の機能の範囲が十分活動できるような形の見通しは平成31年度がどうなっているのか、それをお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 生ごみの発酵促進剤なのですが、消耗品の中でことしのフレコンバッグで16袋計上させていただいております。

ことしの冬は、委員おっしゃるとおり、比較的暖かかったので、一旦使用した発酵促進剤と、それから生ごみを分離させた後の促進剤は繰り返し使えるような状況でございますので、平成30年度に購入したものがまだ数袋残っております。平成31年度については、ことし購入した額の半分で済むのかなと思っております。

どの程度の処理ができるのかということなのですが、夏場は頑張って収集した処理量の半分まで処理できているのですが、どうしても気温が低くなるとごみに対する発酵促進剤の量を多くしていかなければならないものですから、100キロ程度ですので、4分の1程度に落ちてしまうというふうなことでございます。

分別した生ごみにつきましては、きれいに水切りした後焼却処分というふうな流れでございます。

処理量をふやすにはどうすればよいかというふうなことなのですが、いろいろ検討いたしまして、木箱の上に平面的に置いておるのですが、何か柵でもつくって

立体的に積み上げて数をふやしていけばどうなのかというようなことを試行錯誤しながら実施しているところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 夏場の一番菌が活躍しやすい最盛期でも収集の分の半分で、冬場の場合はもう4分の1、4分の3はもう焼却という形になっているのが現状ですし、今のお話だと試行錯誤しながら改善のために取り組んでいてという形で、展望が見えていないような気がします。

この消滅型の原理原則は何となく簡単、単純なみたいですがけれども、微妙な菌のもちとかは経験とか、研究とかというのを積み重ならないとできないし、実績を持った人とかなのですけれども、軽米町の場合は人的な関係で、生ごみ処理に、この借り上げ料以外に人件費の、前のほうに予算がありますけれども、報酬と賃金、生ごみ処理に対する人件費はどのくらい実際に使用されているのかというの はわかりますか。

それから、担当者というのがかわっているか、かわっていないかわかりませんが、経験が蓄積されると思うのですが、それがどんどん担当者がかわったりすれば、微生物の世界ですから勘とか、経験とかというのが非常に大事なものですけれども、そういう人的なマンパワーの体制がそのような技術が蓄積されるような状況になっているかどうか、お聞きしたいと思います。

総額の生ごみの人件費とこれからのマンパワーの関係です。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 77ページの塵芥処理費中に報酬1,823万9,000円とあって9人分計上してありますが、1人当たりになりますと200万円ちょっとぐらいですので、そのうち2人が交互に生ごみの処理に当たったり、それから通常の収集運搬のほうに回ったりしておりますので、実質1人200万円と、あと日々雇用職員、賃金の中に入っている収集等職員賃金、日々雇用職員分が計上してございますが、そのうち5,800円掛けるその生ごみ収集に要した部分が人件費の総額になります。

一応2人できっちり温度管理しながら、記録をとりながら進めておりますので、データの的にはある程度収集できたとは思っていましたが。人がかわったから処理が遅延するというようなことはないと思っています。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） よく今までも出してきた一戸町の例なんかを見てみると、やっぱりプロのというか、実際の人たちがやっていて、ほとんど100%生ごみの処理をしている。それなりに経費もかかっているというのは実際にあるみたいですがけれども、委託という形です。そういうところには形式的に言えば語弊があ

るかもしれませんがけれども、温度、どこのつぼのところの温度をとっておくかとか、いろんな形のデータ収集から経時変化とか何か非常に微妙なところがあるので、やっぱりリーダー的な一人は生ごみの中に位置づけられるというか、形にならないと、半端な形でこれずると、何か生ごみだって集めてきて、年の半分ぐらいは4分の1ぐらいしか処理されていないという形になってくるのであれば、全体的な経費の関係でも決してごみ処理経費が減るという形になっていないのではないかなと思うのですが、漫然とではないかもしれませんが、生ごみ処理という問題にも一定の年間平均で5割を何年度以内には目指すとか、やっぱり具体的な目標と方向を持ってやらないと、私はただずるといってしまうのではないかなと思います。そういうふうな漫然とではなく具体的な目標数値を持って取り組む、実現させていくということが今必要になっているのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町民生活課総括課長、川島康夫君。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 委員ご指摘のとおりでございます。いずれ生ごみの発酵促進剤につきましてはことし購入したならば、来年度以降はもう既存のものを回転させながら使っていきたいと思っていますし、あと処理量につきましても何とか温度管理ができるように工夫しながら5割程度までは処理できるように進めていきたいと思っています。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） やはり目標年次はきちんと決めて、到達しなかったらどこに問題があるのかということも含めて次の手段を選ぶという形にしていかないとだめではないか。

あとは、さっき言ったように、経費的な関係でも本当にこれが軽米町のごみ処理経費の節減に、ごみを広域に出す量は確かに減っていると思います。それが生ごみの4分の1を処理することによって減った分、それにあとは生ごみの軽米町で処理するために使った分というのは多少最初は町独自の支出が多いとしても、展望が見えてきてその目標がはっきりすればその意義があるのですけれども、やっぱり一定の期間を区切った集中的な取り組みが必要だと考えますが、町長、それに対しての見解がありましたらお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 委員おっしゃるとおり、やはり一定の目標値は必要だと思っています。私も一、二回行ってみましたが、さらにまた効率よくこのごみの減量化を進めようと努力してまいりたいと思いますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○12番（古舘機智男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） 4款衛生費、ございませんね。

では、衛生費終わります。

次、5款労働費、町民生活課総括課長、川島康夫君、説明をお願いします。

○町民生活課総括課長（川島康夫君） 5款の労働費、1項の労働諸費になります。昨年と同額の62万6,000円の計上でございます。

主なものが二戸地域雇用開発協会への負担金と二戸職業訓練協会への補助金で45万6,000円となっております。他には、出稼ぎ者に係る健康診断等が主なものなのですが、最近出稼ぎされても互助会に加入する方がほとんどなくなっておりますので、健診等を受診する方も平成30年度はゼロでございます。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） なければ、終わります。

それでは、6款農林水産業費に入ります。

産業振興課総括課長併任農業委員会事務局長、小林浩君、補足説明あればお願いします。

○産業振興課総括課長併任農業委員会事務局長（小林 浩君） それでは、79ページ、6款農林水産業費、1項農業費について説明いたします。

1項農業委員会費でございますけれども、昨年比240万5,000円増の1,957万7,000円を計上させていただきました。

増額の主な要因でございますけれども、第2号議案でもご説明いたしましたけれども、委員2名の増及び報酬の一番最後の行についておりますけれども、農地利用最適化交付金対応分20名、144万円を計上させていただいたものでございます。

そのほか、1目では農業者年金に係る事務経費等も計上しております。

それでは、続きまして81ページ2目農業総務費でございます。この目は、25節積立金を除きまして、産業振興課8名の職員給料等に係る経常的経費でございます。

3目の農業振興費でございます。前年比155万8,000円減の4,867万7,000円を計上させていただきました。82ページをごらんください、19節の負担金、補助及び交付金4,095万9,000円が主な内容となります。

続きまして、83ページをごらんください。この補助金等の中で、来年度新規に取り組もうとしているものについてご説明いたします。中間でございますけれども

も、軽米町商品開発促進補助金100万円、これは新規事業でございます。軽米町の特産品を活用した新商品の開発及び既存商品のブラッシュアップ、PR活動等に要した経費の3分の2を補助しようとするものでございます。上限額は20万円で、5件分を計上させていただきました。

4行下でございますけれども、軽米町親元就農給付金462万円、新規事業として計上させていただきました。この補助制度は、国庫補助の農業次世代人材投資事業の該当にならない55歳未満の方を対象に、親元の就農等が円滑に進捗できるように助成するものでございます。

続きまして、4目農業経営基盤強化促進対策事業費でございますが、これは例年どおりの計上となっております。内容等につきましては、認定農業者等の研修費等に係る助成でございます。

5目水田農業構造改革対策費でございますけれども、前年比56万7,000円減の54万7,800円でございます。これは、水田の転作及び飼料用米等に係る経費でございますが、備考の1行目、経営所得安定対策等推進事業費補助金287万円と2行下の岩手の水田農業確立推進事業費補助金は国庫補助分でございます。町の農業再生協議会のほうの事務費として使われるものでございます。

真ん中の行の飼料用米等水田農業推進事業費補助金でございますが、これは単独事業になりまして、飼料用米等の認定方針作成者の方の事務経費として10アール当たり1,000円を助成するものでございます。

6目の農業金融対策費でございます。17万3,000円減の14万4,000円を計上させていただきました。これは見積もりによる減でございます。内容は近代化資金、経営基盤強化資金の利子補給でございます。

続きまして、84ページをごらんください。7目振興開発費、前年比19万5,000円増の77万5,800円を計上しております。大きな内容といたしましては、19節負担金、補助及び交付金の最後の行でございますが、軽米町土地改良区への補助金、八戸平原総合農地開発事業の施設維持管理補助金76万1,400円を計上させていただきました。

8目生活改善センター等運営費、これは前年比26万4,500円増の59万3,000円の計上でございます。増額となった主な内容でございますが、11節需用費の一番最後の行の修繕料37万9,600円、この中に例年どおりの小破修繕料にあわせまして上館地区農業構造改善センターの玄関の修繕及び米田地区農業構造改造センターの修繕等を計上させていただいたものでございます。

続きまして、85ページをごらんください。9目畜産振興費、21万9,600円増の2,097万9,000円の計上でございます。増額の主な内容でございますけれども、85ページはおおむね例年どおりの予算要求でございます。

86ページをごらんください。増額の要因でございますけれども、24節投資及び出資金264万円を計上させていただきました。これは、株式会社いわちくへの増額出資金分でございます。内容といたしましては、豚処理加工施設整備事業に係る増資分でございます。内容は、平成32年4月から本格稼働する予定の当施設分の軽米町分の増資分でございます。

10目牧野管理費、前年比210万4,000円増の1,242万5,000円を計上させていただきました。増額の主な内容でございますけれども、11節需用費、消耗品費298万6,000円を計上しておりますが、来年度は、牧草の栄養価等がちょっと落ちてきている状況でございますので、土壌改良剤120万円分の消耗品費を計上させていただいております。

あとは、18節備品購入費でございますが、妊娠鑑定用エコー検査機購入費といたしまして90万6,000円を計上させていただきました。これは、平成28年度までは農業共済組合の獣医師に委託しておりましたけれども、29年度から共済組合での派遣が人員の都合で難しいということで、開業の獣医師に依頼しております。一般的に開業医はエコー検査機を所有しておりません。どうしても触診による60日鑑定になるわけでございますけれども、農家の所得の安定確保のためにエコーによる40日鑑定を行いたいと思って、計上させていただいたものでございます。

続きまして、87ページ、農地費、前年比215万3,000円増の771万3,000円の計上でございます。この増額の主な内容でございますが、13節の委託料、小軽米地区ほ場整備事業推進業務委託料といたしまして275万2,000円を計上させていただきました。この内容でございますけれども、今後小軽米地区ほ場整備を進める上で、事業構想図等を作成しながら、区画整理のノウハウを持ったコンサルにも説明会等に参加していただきながら、事業を円滑に推進しようとするものでございます。

そのほかについては、例年どおりの計上でございます。

13目農村環境改善センター運営費、前年比12万2,000円増の244万6,000円の計上でございますが、この目につきましては例年どおりの計上とさせていただきます。

14目地域営農システム推進事業費、これもほぼ例年どおりの計上とさせていただきます。内容でございますが、農業団体の法人化等に向けた研修会に要する経費等でございます。

15目ミレットパーク等管理運営費、前年比374万4,000円減の1,984万1,000円の計上でございます。減額になった内容でございますが、平成30年度は維持修繕のための委託費、及び維持修繕の工事請負費を660万円計

上させていただいておりますが、今年度は修繕料で何とか足りるといふことの減額になったものでございます。

続きまして、89ページ、16目多面的機能発揮促進事業費でございます。前年比105万8,000円増の4,060万2,000円の計上でございます。この内容は、19節負担金、補助及び交付金の中でございますが、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金、いずれも国庫補助事業でございます。町のかさ上げもでございますが、国庫補助事業でございます。その中で、多面的機能支払交付金事業につきまして、平成31年度新規に1組織分を追加し、増額となったものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、説明が終わりましたけれども、関係各課から補足説明をお願いしたいと思いますけれども、税務会計課総括課長、小笠原亨君、お願いします。

○税務会計課総括課長（小笠原 亨君） それでは、86ページをお開きください。11目国土調査費でございます。本年度の予算53万円で、前年と同じ予算額で計上させていただいております。

内容は、国土調査の修正申し出、緊急時のための委託業務料をここで計上させていただいております。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） ページは81ページになります。農業総務費の25節積立金でございます。金額は427万1,000円でございます。昨年は35万円のものでしたけれども、軽米町自然のめぐみ基金元本に積み立てでございます。内訳としましては、昨年までの西山の15万円、それからニューデジタルケーブルの20万円に加えまして、ことしは7月に軽米西ソーラーが稼働しますので、1年分とすれば300万円なのですけれども、月割りで9カ月分ということになっておりますし、あと一つは軽米東ソーラーが12月に稼働することになっておりますので、1年分だと500万円ですけれども、その4カ月分を支出するということでの計上でございます。財源内訳はその他となっておりますが、これがそれぞれの事業者からの寄附をもとに積み立てをしていくものでございます。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは説明が終わりましたので、1項農業費、質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。

中里委員。

- 1番（中里宜博君） 農業委員会の部分ですが、今現在で推進委員は何人ぐらい応募があったのか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。
- 農業委員会事務局長（小林 浩君） 推進委員は、この間お話しいたしましたように3月8日まで、きょうまでの期限でございます。私、きょうちょっと中にいないので、担当からきょう時点での状況は聞いておりませんが、昨日末までで晴山地区から3名、軽米地区から4名、小軽米地区から2名でございます。きのうの時点では小軽米が1名が足りない状況となっております。きょうの状況はまだ把握しておりません。
- 副委員長（茶屋 隆君） 中里委員。
- 1番（中里宜博君） 私も知らなかったのですが、先日ある推進委員の方とお話ししていたら、今は農業委員は何もしないと、総会で議決をするだけであるというふうに聞いたのです。私がやっていたころだと、当然現地確認に行けば農業委員が報告書を書いて総会には報告したわけですが、それを全部推進委員がやるようになって、農業委員はたった議決だけだというふうに聞いたのですが、そうではないですか、その辺。
- 副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。
- 農業委員会事務局長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的に法定業務は本来であれば農業委員が現地を見て総会の中で議決をするわけでございますけれども、この議決の部分は法に基づいて農業委員になるわけですが、現地確認につきましては基本的に農業委員と推進委員とセットで現地のほうを確認してもらうこととしています。その日程調整等がどうしてもつかない場合は、推進委員同士になったり、農業委員2人になったりという可能性はないわけではございませんが、基本的にはそのように担当者のほうで割り振りをお願いしております。
- 副委員長（茶屋 隆君） 中里委員。
- 1番（中里宜博君） そうすると、その報告書を書いて報告するのは誰ですか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。
- 農業委員会事務局長（小林 浩君） 現地確認は2人でお願いしています。総会での報告書を作成し報告していただいているのは、推進委員にお願いしております。
- 〔「なぜ」と言う者あり〕
- 農業委員会事務局長（小林 浩君） 報告ですか。
- 1番（中里宜博君） 報告書をつくって総会で報告するのは、私のころまでだと当然農業委員がやっていた業務なわけですね。それをなぜ推進委員がやるのか。
- 農業委員会事務局長（小林 浩君） これまでの経緯、私も去年4月からで、当たり前前

だと思っておりましたけれども、その点についてはちょっと確認させてください。今は大体推進委員が報告しております。ちょっと経緯については、ちょっと済みませんが……これまでの経緯をちょっと確認してからにさせて……

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中里委員。

○1番（中里宜博君） 今回はある程度9名ということで推進委員のほうもめどが立ったようなのですが、その前の6名だったころは本当に、この間聞いたら、書類をつくって報告が全部推進委員で、農業委員は何もやっていないという話を聞いたので、それはおかしいなど。私たちのころまで普通に農業委員、オール農業委員だったので、当然皆さんが現地確認に行ったら書類をつくって報告をするのは農業委員がやっていた、それをなぜ推進委員に押しつけたのかなと思って聞いていたのです。本来であれば議決権があって農業委員のほうに責任もあるわけですから、総会に出てあれするのは農業委員なわけですから、農業委員がその報告書をつくって報告するまでするのが本当は筋ではないのかなど。だって、推進委員は本来総会に出る義務はないわけですよ、議決権がないので。実際この制度が始まったら、よそのほうでは総会には農業委員だけで推進委員は出ませんよというような市町村もあったわけですよ。それを考えれば、現地確認に行って、報告書をつくって、総会で報告するのまではやっぱり農業委員の管轄ではないかと私は思いますが、今までもそうやってきたので、その辺はちょっと見直さないといけないでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） ちょっと経緯を今担当課長が担当者のほうから聞きに行っておりますので、それから回答させていただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。では、調べていますので、それから答弁ということ。

〔「今の」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 今調べて報告するという事だったので、我々は理解するように報告できるものと思っておりますが、先ほど総括課長が1年前に総括課長になられて、以前のことはわからなかったからそれは当たり前だと今答弁いたしましたね。これがちょうど今の農業委員改正が3年前ですよ、その制度上それでいいのですか。制度上で推進委員あるいは農業委員の仕事をきっちりと把握してやらなければならないのは行政の当たり前のことだと思いますけれども、その辺が制度上がそれで、各自治体で臨機応変にやっていいのか。これは国のほうの制度で定められてきていると私は認識しておりますので、その辺はだから前はどうか、今はどうかではなくて、制度上はそれで、今の軽米のやり方でいいので

あれば各自治体もそれであると思うし、そのことが自治体同士が限りで云々かんぬんというものでは私はないと思いますが、その辺。

○副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） 大変申しわけありません。私の勉強不足で、推進委員が発言しているのので、私はそこで疑問を感じませんでしたので、大変申しわけございませんでした。勉強不足であったと思います。

この中で定めているのは、農業委員会の中で議決権的業務、農地法等に係る3条、4条、5条等の議決権は農業委員でということでございます。ただ、農業委員会の総会に出席をして、どのような形で推進委員から出席をしていただいているか、これは……

〔「休憩したら」と言う者あり〕

○農業委員会事務局長（小林 浩君） 大村委員のおっしゃられたように、農業委員としての役割が法定業務の議決権ということでは農業委員でしか議決はできない。ただ、農業委員会の総会にどのような推進委員の形で出席をしているか、これは県でまちまちでございます。軽米町みたいに、中には盛岡市とか二戸市では40人以上いるわけでございますけれども、農業委員と最適化推進委員の人数を合わせて多い市町村においては農業委員だけで総会に出席していただいている市町村もございしますが、少数の市町村におきましてはおおむねどちらの委員からも出席していただいた上で総会を行っているようでございます。

当町のほうで考えているのは、それぞれの活動をして総会に出ていただかないと、その町内の全域の情報の共有が図られないということでそのようにしておりますし、二戸市は推進委員を含めないで総会を開催されていたようでございます。ただ、やはりその委員同士の調整が、情報の共有等図れないということで、皆さんから集まってもらって総会でみんなで話を聞いていただく方向で検討しているというお話でございました。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） 農業委員会の総会等のことについてはまず把握しましたけれども、その関連でお話しさせていただいているので、中里委員が報告が今までは農業委員でやっていたけれども、いつの間にかそうなったのはどうなのだというのは、その制度上報告義務が農業委員にあるのか、推進委員にあるのかをお話しいただければ理解いたします。制度上、この改革なった以後の制度上はどこに報告義務が果たされているかということをお話いただければ……

○副委員長（茶屋 隆君） 農業委員会事務局長、小林浩君。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） 大変申しわけございません。私の勉強不足でございました。国の法律の中で、現地のことは推進委員が中心となって行ってくださ

い、あとはそれに基づいて農業委員は議決の側に回って下さいという考え方、指導によるものだったようでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○8番（大村 税君） そうすれば、報告義務は推進委員に果たすべきというふうなことになっているわけですね。

○農業委員会事務局長（小林 浩君） はい。

○8番（大村 税君） それでは、わかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

〔「休憩」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） では、大変申しわけございません。時間過ぎましたけれども、20分まで休憩します。

午後 2時10分 休憩

午後 2時19分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 1分ぐらい前ですけれども、そろいましたので会議を再開します。

できれば3時をめどに終わりたいと思いますが、なかなか質疑が多くて終われない可能性もありますので、延長になるかもしれませんけれども、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、質疑ありませんでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 83ページの飼料米の補助金が計上されておりますけれども、一時と比べて飼料用米が減ってきているような話をちらっと聞いたたのですけれども、非常にこれに対して餌米ということでブロイラーといいますか、そういうふうな形にも餌としてやるとかというふうなことで非常にこれを力を入れていたような感じを受けていますけれども、現状はどのようなのでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの中村委員のご質問でございますけれども、平成30年度、ことしでございますけれども、飼料用米が174ヘクタールになってございます。平成29年は242ヘクタールくらいで、約70ヘクタール減少しております。

この内容といたしましては、JA等による3年契約での主食用米、特にいわてっ
こでございますけれども、これがお弁当とかそういうものに使うのにとてもいい米であるという評価がございまして、そちらのほうの作付がふえたものでござい
ます。

- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。
- 2番（中村正志君） 1年間で70ヘクタール減ったということで、今後の見通しはどうなのかな。というのは、この飼料用米はどんどんふえて、例えば観音林小学校の体育館とか晴高小学校の体育館等を改築してまでもそれを倉庫にしたという経緯があるわけですがけれども、これからどんどん減っていけば、せっかくなつくった倉庫なんかが使われなくなるということになれば、また別な考え方もあるのかなと思ったりして今お聞きしたのですけれども、いかがでしょうか。
- 副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 役場の考え方といたしまして、その3年契約での主食用米が安定した今は形となっているが、これが3年契約でございますので、3年後、その主食用米の3年契約分がなくなった場合、飼料用米はふえてくるのかなと考えてはおります。
- ただ、中村委員おっしゃったように、観音林小学校の体育館、晴高小学校の体育館及び下新町でも一部保管しておりますが、そこから八戸市に運んで工場のほうで餌用として加工するという流れになっておりますが、今年度は昨年度の在庫がまだ多少残っておりますので、平成30年度70ヘクタール作付が減少したことに伴う影響は今のところはないのかなと考えております。
- ただ、今後につきましてはそれを見込んで、業者のほうも飼料用米が足りなくなった場合は今までの飼料をブロイラーに食べさせるということになります。年間の管理をしながら今使用していただいている状況でございます。
- 副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
- 2番（中村正志君） はい。
- 副委員長（茶屋 隆君） そのほか。
- 大村委員。
- 8番（大村 税君） 関連でございますけれども、今食用米のいわてっこが、農協で3年契約云々かんぬんということですがけれども、この餌米の了解、すなわち転作のカウントされるのを、町長が軽米の循環型農業の施策の一環ということで県、国にかなりの骨折っておられて、全国で一番に転作カウントをお願いしまして、そしてその循環型農業形態を軽米型形態ということですのでごく誇りに思ってやったところなのです。それが今ここに来て、ちょっと目的がもうそれなのか、その辺はきっちりと説明してほしいなという思いで伺っております。
- 副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。
- 産業振興課総括課長（小林 浩君） 今のところ飼料用米に関する所得安定対策の価格が350キロ以上とれた方には基本として5万5,000円、10アール当たりでございますけれども、それに加えて数量払いがされると、収量に応じて。11

万円ぐらいまでにはなるわけですが、その点につきましても2月初旬から中旬にかけて例年、国の制度、軽米町の進めようとしている水田の農業の確立についてでございますが、説明会は行って、皆様方にご了解いただけるように頑張っているところではございますが、個人の方がどうしても農協と契約をしたいという部分までについては、町はお願いしてもなかなかその個人の方の意思まではならないものかなと考えておりますが、先ほども申し上げましたけれども、今のところ3年契約ということで進んでいるようでございますので、その辺を注視いたしまして、またもとのように、またこの3年後、1年経過しましたので2年後になるわけでございますけれども、国の制度が今後どうなるか、その辺によっても左右されることではありますけれども、平成29年度までのように何とか飼料用米をつくっていただいて、軽米が目指す循環型農業を推進できるように頑張っていきたいと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。大村委員。

○8番（大村 税君） ある程度は理解いたしました。まず町長からもひとつこの推進に当たっての、大変骨折られて全国一番にということで県のほうにも認められておったわけですが、時の流れに屈してもうあきらめたのか、これからもきっちりと軽米型、循環型稲作栽培を継続して守っていくのか、そういうことについてひとつお考えをお聞かせ願います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も基本的にはやはり飼料米の推進はこれからも必要だと思っておりますし、また地域循環型農業、これは非常に今後とも持続可能な制度として大事だと思っております。

ただ、飼料用米のほうも3年ほど前から品種量を設定して、それから上回ったものはまた加算されますから、それ以下になるとまた減額になるというような、制度が若干変わりました。捨てづくりの防止とかさまざまあったと思っておりますけれども、いろんな形で前のような定額の支払いというようなことでなくなりまして、そういった影響もあるのかなというふうに思っておりますが、また農協のほうもいろいろ主食米等の推進等非常に頑張っておられますので、そういった点で今減っておることは確かでございます。

今後といたしましては、やはり基本的なところはきちっとお話を申し上げながら、基本姿勢は崩さないでいくつもりでおります。

以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○8番（大村 税君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 81ページの農業総務費の積立金427万1,000円ですが、先ほど中身まで詳しく説明されましたが、この4件について年間に普通、来年度は何カ月分というふうな説明ございましたが、全部一年をならせば何ぼになるのか、もう少し具体的に資料でも出してもらえればいいのかなど。

また、その基金の活用については自由なのか、それが2点目。

それから3点目は、この積立金は20年間間違いなく入ってくる数字のものなのか。

以上について質問したいと思います。

それから、87ページです。委託料、小軽米地区の圃場の関係ですが、今予定しているのは、275万2,000円というのはどういう中身なのか、ちょっと説明してもらって、今後の流れもあわせて説明願いたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 1点目の来年度からということでございますけれども、先ほど説明したとおり西山が15万円、それからニューデジタルケーブルは20万円、それから軽米西ソーラーは300万円、軽米東ソーラーは500万円ということで、20年間続くことになります。

それから、基金の活用につきましては農林業の健全な発展及び地域活性化施策に対する指定寄附ということになっていきますので、そういった目的に使っていくことになります。

それから、途中でその協定、これは協定を結んでいただくことになっていきますので、例えば途中でもう払えませんかと言った場合には認定を取り消すことがあります。そういったことにならないように、常日ごろ連携をとっておきたいというふうなことでございます。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 4点目の87ページ、小軽米地区ほ場整備事業推進事業費の委託料の内容でございます。これは、一般の業者に入札によりまして圃場の計画区域内の大きな図面を作成していただきながら、どういうふうな区画の大きさが大切なのか、道路、水路はどういう配置が望ましいのか、そういうものをコンサルに絵に描いていただきながら、地域の説明会で説明をしながら修正していくというような業務になります。

〔「基本設計のようなものか」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 基本設計ではございません。何ていいますか、建物の場合は建築工事の中に基本設計として見るべき2割から3割の部分と、それ

以外の実施設計の部分がございませけれども、土木工事等で基本設計、詳細設計という区分けはしてはございませぬ。あくまでも構想ですが、その地区、どんな形にしていけばいいのかというような大きな構想を立てて、詳細な設計に入っていくための構想の部分という考え方になります。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○13番（山本幸男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほかございませぬでしょうか。
館坂委員。

○6番（館坂久人君） 86ページの24節投資及び出資金、いわちく出資金とありますが、これも私も認識不足でちょっとわからないので教えてもらいたいのですけれども、多分昔からのこれ県の何か、今株式会社だけれども、県の第三セクターみたいな会社だった、前から軽米でも出資していたという解釈でよろしいですか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 県内の全市町村が出資している会社になります。
今おっしゃられたような形で今は株式会社となっております。

○6番（館坂久人君） 了解。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。
中村委員。

○2番（中村正志君） 81ページに鳥獣被害の関係の報酬がありますけれども、ほかの科目にも鳥獣関係があったたようだけれども、いずれ今の軽米町における鳥獣被害の状況を教えていただきたいと思ひます。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 産業振興課のほうで取り扱う鳥獣被害防止の部分は、鳥獣が農作物に影響を及ぼすことを防止する立場で、町民生活課のほうとはまた別の立場の鳥獣被害防止でございませけれども、平成30年度についていいますと、熊によるデントコーンの被害、これも例年同じ箇所に出ています。平成29年もそうでしたが、戸草内地区のデントコーンでございませ。あとは、民田山地区で牛の餌を食べるために人家近くまでやってくるという被害でございませ。いずれにいたしましても、鳥獣被害対策実施隊につきましては、その作物の被害の防止のために実施隊で町の補助金と国の補助金等によって購入している熊用の大きなわな等を設置していただいて、防止には努めております。

あと、被害が多いのはハクビシンですね、ハクビシンがかなり軽米町にはふえております。去年は仲町で、ハクビシンは使われなくなったような小屋とかそういうものに住みついて単体で行動するという習性がございませ。仲軽米で1カ所使用していない小屋で5匹ほど、鳥獣用の小さなわなですね、これで捕獲しており

ますし、あとは長倉のほうでもハクビシンの被害がございまして、対策実施隊によってわな等の設置によって捕獲等を行っております。

そのほかには、目撃情報等でイノシシもやはり種市境のほうで見受けられていると。岩崎ですね、ローソンの後ろのあたりの田んぼでもイノシシを目撃したという通報がございまして、うちのほうでも捜査しておりますが、農作物への被害までには至っていないのが状況でございます。

〔「鹿は」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 鹿もございまして。毎年県のほうに調査、報告するものがありますので、鹿の被害もございまして。カラスもございまして。その状況等について取りまとめしているものもございまして、最新のものを来週にでも提出させていただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

ほかに。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今回の鳥獣被害防止の観点からお聞きしたいのですが、例えば私どものほうはニホンジカの被害がかなりあるわけですが、ハクビシンも前から、私らのほうには果樹があるわけで、ハクビシンはもうサクランボの木に登ってサクランボを食べてしまうというふうな状況で、ニホンジカに至っては豆畑であらゆる農作物、田んぼにも入って稲を倒していくというふうな被害がもう、だんだん頭数も何かふえてきたみたいな感じで、いずれこれは抜本的な何か対策を考えてもらわないと大変だなと思っております。

岩手県南ですか、また沿岸部ですか、向こうのほうの自治体から聞きますと、例えばわなの資格、わなは資格ないとだめなわけなので、そういった資格の講習なんかも市町村レベルで県の出先のほうから声かけをして出張で来ていただいて、講習やら、そういった試験やらやって、わなの資格者をふやして対策をやっているというふうなお話を聞いたことがあるのですが、私らの町でもそういった被害がこれ以上拡大する前にそういった抜本的な対策を考えていただきたいと思っておりますが、そういった取り組みはいかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 担当課におきましてもいろいろな鹿等の被害についても、これは例年転作の取りまとめをするときにあわせて、15会場におきまして来ていただいた方々からその被害等の状況を確認して、毎年資料として取りまとめをしております。年々ふえてきていることは確かでございますので、そのような県等から派遣していただいて講習会等の実施、またそれが小さなわなの資格等につながっていくのであれば、行っている市町村等ともうちよつと聞き取り

をいたしまして今後検討していきたいと、このように考えます。

○副委員長（茶屋 隆君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） いずれニホンジカなんかは夜行性といいますか、日中も行動しているのは幾らかは見かけるわけですが、ほとんど夜の活動なわけで、ハンターは夜は鉄砲は撃てないということですから、鉄砲は余り役に立たないということなわけで、そういったことでぜひそういったわなを、くくりわなというわななそうですが、そういったものを使えるように、役場のほうで中心になって県のほうから、協会か何かあるみたいなのですが、そっちのほうから出張に来ていただいて、誰もがそういった資格を持てるような、駆除できるような体制をとっていただきたい。

また、ハンターのほうももう結構高齢化して、多分恐らく平均年齢70歳近いと思います。人数的にももうほとんど乏しいというわけですから、そういった対策を真剣に考えていただきたいと思います。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） では、要望ということで。

○6番（館坂久人君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。

古館委員。

○12番（古館機智男君） 私は、再エネのというか、積立金についてお伺いをしたいと思います。

西山の関係で事業譲渡がされたということが全員協議会で報告されて、その中身で、譲渡についての手続が5項目挙がっておって、これまで2項目めとして事業認定に当たって軽米町と締結した協定全てを継承するということになっています。特に私が聞きたいのは、西山は余り経費的にもかからなくて、面積は小さくても非常に効率的な発電をしている場所で、単価も早かったから高いということで、新しい事業にするための金が必要だということになったかもしれないけれども、本当にこれまでのメガソーラーを運営するところの会社というのは、投資目的の形で自分たちがアイデアをつくったり、場所を選定しながらそこで始めて、あとはまた次に転がしてというような形が出てきて、こんなにも西山が早く譲渡されるということに対して非常にびっくりしたわけですが、それについて質問したいと思いますけれども、この積立金、企業の寄附という問題は協定で結んでありますけれども、まず寄附行為という形で額が明確になっておりません。それから、義務づけについても特に契約の内容の中では担保されていないという状況の中で、さらにそれが転売されるというか、譲渡が繰り返されるという形になれば、その譲渡された先の履行義務というのは、強制的にこれまで納めてきた寄附

の額を下回ることができないというような形が担保されているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 額が明確になっていないということですけれども、額は協定書で約束をしております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） もちろん今回についてはそのとおりに履行するということでのいのですが、さらにこれからの西ソーラーにしても、東ソーラーにしてもどうなるかわかりませんし、スカイソーラージャパンの分がどうなるかわかりません。そういう場合に譲渡も想定されてくるわけですけれども、履行義務というのが、今までの契約を見れば寄附という形で義務がないので、例えば譲渡されたところが、これを約束したけれども、寄附でいいのだったらということでその額が減るとか、保証というのがどこで担保されるようになっているのか、お聞きしたい。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） この事業は、再エネ法という法律を使ってやっております。その再エネ法でやった場合に、農林業の健全な発展に資する取り組みをすることとなっております。町で、そういった健全な発展に資する取り組みというのは、農林業に対する寄附ということで定めております。こういった協定を結んでおりますので寄附をいただくことになってはいますが、事業譲渡になった場合にはその協定についても承継することになっております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 農山漁村再エネ法の中でそういう地元の産業、農業の振興に寄与しなければならないというのは大きな柱になっていると思います。ただ、例えば事業ではありませんので、寄附という形で、その契約ができたときにもちょっと論議した経過もあるのですが、例えば寄附という形なので、特に当初の契約当事者の場合はその履行義務というのは当然あると思うのですが、譲渡された、譲渡を受けたところにはすごく薄れていく心配があるわけですが、それは例えば再エネ法があるから大丈夫だというのは、金額的に例えば半分になっても寄与しているのだということの理屈も立たないわけではないと思うので、その辺が本当に担保されるのかどうかということが懸念をされていますが、その懸念は余計なものというか、そういうことなのかどうか。絶対それは担保されずということを答弁できるのかどうか、確認したいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） いずれ現在軽米西山ソーラーと協定書で寄附をするということを締結しております。経営の譲渡をする場合には、その

協定書も一緒に継承することが条件となっておりますので、そういったことは私としては心配はしておりません。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） その条件というのが法律上に例えば個人の権限の範疇にかかっていて、それは履行されなかった場合は当然な罰則とかそういうことを含めた担保があるのかということを知っているところですよ。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） 先ほどもお話ししましたが、そういう協定をほごにした場合には認定の取り消しもあり得るということだと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 認定の取り消しということの範囲というのがわからないのですが、認定の取り消しとは譲渡先の責任としてなのかどうかも含めて、単純明快にいけば、もう大丈夫、法律がきちんと守られたものだから心配ないですよということの答弁もらえればそれでいいのですけれども。

○副委員長（茶屋 隆君） 再生可能エネルギー推進室長、戸田沢光彦君。

○再生可能エネルギー推進室長（戸田沢光彦君） この再エネ法の細かなことのQ&Aの中にもそういったことが書いてございます。いずれさまざまな協定を結んでいるわけですが、それが認定するときの条件でございます。その条件を守らない場合には認定取り消し、つまり発電事業をやめてもらいますよということになりますので、そういうことで大丈夫ということでございます。

○12番（古館機智男君） わかりました。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 昨年もちよっと聞いたところですが、農村公園の借り上げ料が、山内と観音林の農村公園がございまして、山内の農村公園が18万5,000円の借り上げ料になっておりますけれども、農村公園といえば30年ぐらい前にあちこちにつくられて、果たして今どの程度使われているのかなということが、借り上げ料を支払ってまでもそのままにしておく必要があるのかなというふうなことを私1年前にもちよっと疑問を持ったのですけれども、この辺の状況はどういう状況でいるのか。まして山内の場合は山内小学校の跡地に山内地区交流センターができたということ踏まえれば、山内地区交流センターを拠点にした形での遊び場といいますか、子供の遊び場というふうなものも含めた形の空き地利用というふうなものがあるのかな。やはり子供たちの遊び場

があちこちに少ないというふうなことを若い人たちから声が出ておりますけれども、それらの遊び場の中でも、ただ外にぽつんとあるというよりは、何かやっばりそういう施設があるわきに、屋根がついているところで親が見ながら子供を遊ばせるとかという安心で、いつでも雨が降ったら逃げられるような施設とかというふうなことで遊び場というふうなものも考えてもいいのかなと。そういうふうな形で、せっかくあそこに山内地区交流センターができたのであれば、それを含めて山内の人たちが集えられるような敷地の活用というふうなこともあってもいいのかなと。そのためには、この農村公園がもし今使われていないのであればそれを廃止して、そういうふうな方向転換するというのもあっていいのかなというふうに私は思ったのですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございます。

山内と観音林、ゲートボール場がございます。現在はもう使われていないというのが実情でございます。そのほかにもたてぐしとか円子、小軽米の農村公園があるわけがございますけれども、中には向川原みたいに青年会で刈り払い等、草刈り等をしていただける場所、円子も近くにセンターがございますので、あわせて地域の方から草刈りをしていただいている場所、それ以外の部分については役場職員が1回程度草刈りに出向くというような現状でございます。

これは、農村公園をつくる際に山内及び観音林、山内のほうは大きな畑の部分でございまして、若干観音林よりは借地料が高くなっておりますけれども、そのお願いをして畑をやめていただいて農村公園をつくったと。観音林の場合もそうでございますが、農村公園をここにつくりたいから何とかこの土地を貸してくれないかと言って建設に至ったわけでございますので、中村委員おっしゃるとおりだと思います。その辺を地権者の方等の意見等も踏まえながら、今後検討していきたいと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 今すぐ答えが出る問題ではないと思っておりますけれども、いずれ検討していければなというふうに思います。

もう一つ、1年前の話で、隣の農村環境改善センターのトイレの改修というのを同僚議員からの一般質問でも要望があったわけですが、全く見向きもされていないという予算書ですが、検討されたのかどうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまのご質問ですが、平成30年度も予算要求はしております。平成31年度も予算要求はさせていただきました。しかしながら、4年後、5年後には交流駅も開館する見込みもあり、あとは財政部分が厳

しいという部分もございまして、来年度の予算書には載っておらない状況でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 担当課では必要性を認めて予算要求をしていると。交流駅等ができれば、もうここは使わないよということだったら話はわかるわけですがけれども、交流駅は交流駅で、農村環境改善センターはセンターとしてやはり今後も使われるのではないかなというふうに感じるわけです。200人弱ぐらいの人たちが集まれる場所、であればその人たちに対応できるようなトイレという、特にも男性というよりは女性の人たちの不便があるというふうなことを話ししているわけですので、その辺のところをもっと真剣に考えてやっていただく必要があるのかなと。

財政、財政と言いますけれども、いろんな予算を見ているとかなりの大型予算で、去年話聞いたときは五、六百万円という話、100万単位の予算だったらそんなにかかるような予算ではないような気がするのですけれども、予算つけないときは必ず厳しい予算というふうな言いわけになるわけですがけれども、だからその必要性の部分ではないかなというふうに感じますけれども、その点、最終決定された町長でしょうから、町長からその必要性に関して最後、町長からお伺いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） いずれ優先順位等決めながら引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○2番（中村正志君） それ以上ないでしょうから。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 軽米町商品開発促進補助金100万円について、ちょっと説明がありましたけれども、これは町単独の新規事業という形で考えてよろしいわけですね。

それで、20万円、5件分という形ですが、件数、金額等々についてももちろん商工会とか商店街の皆さんからの意見、要望を聞いたりして創設したものだと考えておりますが、やっぱり町長からあるところで今度新しい商品開発の予算出したいと思っているという話ちらっと聞きましたけれども、ああ、いいことだなとは思って聞いていましたけれども、せっかくの新しい企画が本当に待っていたものという形で利用されて商品開発されていくのか、ちょっと疑問というか心配もあるのですが、再度この背景、調査方法について、金額の積算等々について説明をお願いしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1つの商品開発ということで、国、県、あとさんりく基金等、県内の中でも使える大きな事業はいろいろあるかと思えます。実際にそれらを個人で、あとは企業とか会社で使われている事業者もいらっしゃいます。特にさんりく基金は、使いやすい50万円上限で使われている事業だと思って、認識はしています。ただ、さすがにやっぱりそこまで上れない事業者もいっぱいいますし、まだそこまでの段階ではないよという事業者もいっぱいいらっしゃいます。ですので、そういった、これからは中小企業というか、そういった企業をできるだけ活性化していくのが私たちの務めではないかなと考えます。ですので、そういった方々が少しでも活性化できるような一つの足かがりになるようなきっかけとして使ってもらえばいいなということで20万円。それで、20万円の根拠については正直なところ予算の上限もあるものですから、さんりく基金のほうでは50万円、町としては20万円を上限に100万円を今回設定したいなと考えました。

実際商工会とかにいろんな相談したり、いろんな方から要望とかあったのも現実でございます。

あと、新商品の開発ではあるのですが、かるまいブランドなんかのブラッシュアップにも使っていたきたいというのが一つあります。いい商品がいっぱい実際あるのだけれども、包装をかえたり、中身をブラッシュアップしたりと、そういったことにも使っていたければいいなと思って、実際応募件数としてはどれぐらい来るかも全く見当がつかない状況です。ただ、私たちとしては広く事業者に勧めながら、使っていただくように勧めてまいりたいと思っています。

以上です。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 想定している事業者というのはどういう形、6次産業とか主婦の人というか、まだ事業を始めていないけれどもこれからやりたいとか、いろんな原料あるけれどもという形で次の新商品をつくりたいとかという、やっぱりターゲットがどこにあって、うちでもよく、いろんな補助事業はあって結構商品化、化はついてないのですけれども、非常にいい品物ができたけれども、包材がかかってできないとか、いろんなぶつかっている問題がいっぱいあるわけです。

そういう意味で、今の話ですと、ただ大ざっぱな感じの補助制度だなと思っているのですけれども、例えば具体的に言えば、去年、おとし開発した商品、そのときできたものをブラッシュアップするとか、さらに包材等をつくり直すとかという感じのものが該当という想定をしているのか。その辺の、どういう層を標的

にして軽米町の商品化、特産品化を図っていくのかということがちょっといまいち曖昧なものだなと思っておりますけれども、お願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課商工観光担当課長、畑中幸夫君。

○産業振興課商工観光担当課長（畑中幸夫君） ターゲットとしては、町内の場合法人、個人、あとはそれこそ会社になっていない方、これから要は起業したい方も含まれることになると思います。そういった方、いずれも含めて認めていきたいなど考えております。あとは、それに伴った企画書というか、計画書というか、それを出してもらって、それを審査会で審査させていただいて、県の工業技術センターとか物産交流センターとかのご協力もいただきながら進めていければいいなど考えておるところです。

基本的には商品をつくるのだという、この要項をこれからつくる、今要領をつかっていて案はあるのですが、商品化をしたいというのが基本にあります。よりよい商品に、つくっておもしろかったで終わるということも一つの懸念ではあるのですが、ただ、それを恐れていても進まないのかなという部分もありますので、やはり広く町内、そんなにいっぱいあるわけではないと思いますので、いろんな方の相談を受けながら対応していければいいかなと思っております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古館委員。

○12番（古館機智男君） 新しい商品をつくるというのは、工業技術センターの話も出てきましたけれども、大変なことでありまして、20万円というお金が本当にある意味では半端な額かなと思ったりもしています。そういう意味では商工会と分野が違う、もちろん今は産業振興課ということで農業のほうの関係も同じ課の中ですからあれですけれども、本当に6次産業のことも含めて、そういう該当者も含めてよく、何を求めているのかというものをきちんと把握してから出発しないと、制度をつくったから何とか、最後になって20万円これ使うために何とかしてくれて人探しをするような形ではやっぱりだめだと思うのです。そのためには、要項をつくる段階でもいいのですけれども、稼働する前に、やっぱりきちっと商工会、また農業をやっている人たちの中から意見を聞いて、何を金額的には求めているのか、その工業技術センターみたいな技術、検査を求めているのか、そのためのお金が必要なのかどうか含めて、実際に執行する場合はきちんと要求調査、予算化に当たって当然すべきことだと思うのですけれども、これからでもきちんとしてほしいということをお願いしておきます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか、要望で。

○12番（古館機智男君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんでしょうか。

それでは、なければ6款2項林業費……

〔「ちょっと待って」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） はい。古館委員。

○12番（古館機智男君） この大規模養鶏の資料配付がありましたけれども、これはこの畜産振興のほうに関係あるのかなと思って、説明あるのかなと思ったのですが……

〔「企業誘致のほう」「何款」「商工費」と言う者あり〕

○12番（古館機智男君） では、企業誘致のほうで。

○副委員長（茶屋 隆君） 商工費だそうです。商工費のところ。

○12番（古館機智男君） あと町長の施政方針演述の中で畜産振興を取り上げていて、和牛のことが出てくるのですけれども、あとは中小家畜という形でしか表現していません。事務局のほうでつくった文章かもしれませんが、軽米の中で中小家畜といえばやっぱり養豚、養鶏だと思います。それを十把一からげに和牛のほかは中小家畜というような形で表現するというのは、特に今養豚経営とかも大規模のというか、今の新しい養鶏場の問題でも軽米町の大きな看板の部分でもあるのが、何か中小家畜という形で十把一からげに表現しているのは、それはふさわしいかどうか疑問を持ったところなのですが、いかがでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 大変申しわけございません。牛等については町の単独の補助事業がございますが、養豚とブロイラーの部分につきまして町のほうで手当てをしているのがこの基金の部分しかないというのを理由にはならないと思いますけれども、今後は表現の仕方を気をつけさせていただきます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○12番（古館機智男君） はい、いいです。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、6款農林水産業費の2項林業費まできょうやりたいと思いますので、よろしく願います。

2項林業費に入ります。産業振興課総括課長、小林浩君、補足説明お願いします。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） それでは、89ページ、6款農林水産業費、2項林業費について説明申し上げます。

1目林業総務費、前年比664万6,000円増の1,474万9,000円を計上させていただきました。この増額の主な理由でございます。議案のほうでもご説明いたしましたけれども、森林環境譲与税が平成31年度から譲与されるということで、ここの目におきましては4節、7節、臨時職員、森林台帳整備等にかかわる臨時職員の賃金等を計上させていただきました。

続きまして、90ページでございます。25節積立金といたしまして578万円

を計上しております。

2目林業振興費、前年比54万5,000円減の374万円でございます。おおむね昨年並みの予算計上でございます。予算が減額となった理由でございますが、12節役務費の町有林の共済保険料、これは2年更新になっております。たまたま平成31年度に更新の地区の面積が少なくなったことによる減でございます。

続きまして、3目林道費、前年比206万5,000円増の625万円の計上でございます。この主な要因でございますが、11節需用費の修繕料、例年であれば80万円程度を予算計上しておりましたが、ここの部分を120万円、あと13節の委託料、例年であれば大体300万円予算計上しておりますが、林道の草刈り業務を450万円計上させていただきました。これらはいずれも譲与税の対象事業となるもので、譲与税を充当したいと考えております。

続きまして、4目の雪谷川ダムフォリストパーク・軽米管理運営費、85万8,000円の減で1,936万8,000円の予算の計上でございます。フォリストパークにつきましては新たな項目がございます。13節委託料の雪谷川つり橋の点検業務委託料でございます。これは、平成5年に建設されたつり橋でございますけれども、これまでに木製の床板等の取りかえ等を行っておりますが、また年数がたっていることから全体的な点検を行いたいと、安全確保のために点検を行いたいと思っております。あと、15節工事請負費、対岸展望台解体工事、これはチューリップ園の対岸に設置してある木造の2階建ての、階段で2階に上がって展望する施設でございます。老朽化が激しくて大変危険な状態になっておりますので、解体工事のほうを実施したいと考えております。これらを新規事業にいたしますが、昨年度は維持修繕のための設計委託料と工事請負費合わせて550万円ほどを予算化しておりましたので、結果的にマイナスとなったものでございます。

林業費については以上でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、林業費、質疑に入ります。質疑ありますでしょうか。

中村委員。

○2番（中村正志君） 木炭生産について軽米町はかつては日本一だというふうなお話を聞いておりましたけれども、現状はどうかということと、もう一つは沢里地区といいますか、あっちにあるチャコール・コアという施設があると思うのですが、多分役場のものではないとは思いますが、あそこが今どういう現状になっているのかということと、2つ教えてください。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 以前は軽米町が木炭生産日本一の時期がございま

して、のぼり旗等、事務局も軽米が行っておりました。その後久慈市、山形村と合併された当時だと認識しておりますけれども、軽米町は現在1番ではございません。今は日本一の炭の里協議会は久慈市のほうで事務局をお願いしている状況でございます。

あと、仲軽米地区のチャコール・コアでございますが、林業構造改善補助事業で行った事業でございますが、もうかなり前から運営されていない状態でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○2番（中村正志君） 木炭の状況はわかりました。日本一ではないと言うけれども、かなり下のほうになってきているのかなというような印象を受けたのですけれども、順番はどうでもいいです。

あと、チャコール・コアに関して多分運営されていないと思ったのですけれども、施設的には非常にそんなに悪くはないのかな、行ったことないのですけれどもね。運営されていないとってそのままになっているので、役場を通しての補助事業等で建設されてやられたものだとは思いますが、今木炭協会も軽米町に、岩手県の木炭協会の会長も軽米の人で、今木炭協会のほうでお借りしている施設も岩手県中から炭がそこにみんな集まってくるというふうな話も聞いたりしております。そういうふうなところを考えたときに、チャコール・コアというふうなものを運営してなくて、誰が責任があるのかどうかわからないのですけれども、役場のほうで少しどういうふうな援助か何かすればあそこを何とかできるとかというふうなことでの検討してもいいのかなというふうな気がする。運営していないからそのままに置いて、単なる空き家と同じようにただ腐るのを待つだけというふうなことでは何か、せつかく税金が使われた施設としてはちょっともったいないのではないかなと思ったりしているわけです。その軽米町の木炭協会等の事務所も含めて考える必要があるのかなというふうに私自身は感じておりますけれども、その辺のところ検討されたことがあるのか、なければ、今後検討する考え方があるのかどうか、含めてお願いします。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） チャコール・コアは5人だったか、6人だったかの連名で法人登記されております。もう既に亡くなっている方のほうが多い状態でございます。施設自体は、例えば今もう壊すとか、そういう状況になった場合、多分まだ1年から2年程度だったと思うのですが、国庫補助事業の返還をしなければならぬ期間に該当してきます。直接軽米町の補助金が入っているわけではない、国の補助金でやったわけでございますけれども、役場でも指導した上で設立していただいた経緯もございまして、今後一番、補助金返還が生じる部分、

ここが、県のほうにも昨年、その前々年度も相談もさせていただきました。しかしながら、電気料等についてはそのまま切らないで組合の名義でお支払いしているという状況は、昨年だったか確認させていただきました。実際使われていないわけでございますけれども、廃墟にはなっていないという形で、何とか、いいですか、このまま休憩しなくていいですか。

〔「休憩してほしいみたいだな」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 3時24分 休憩

午後 3時26分 再開

○副委員長（茶屋 隆君） 再開します。

そのほかございませんでしょうか。

細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 林道の件で聞きたいのですが、過去にも一般質問もやり、時々私は伺っていますが、小軽米の共有地、大規模林道の道路の敷地の所有権移転未了に関しての、あれはやはり皆さんがご承知のように、法人化しないと、登記を持たないと要するに所有権移転ができないよということなのですが、過去さまざまプロジェクトのチームをつくったりしていて、私も産業建設常任委員会のメンバーでしたので、そういったメンバーで活動した経緯がありますが、組合の代表の方とかにもおいで願ったり、現地で調査したりいろいろ見た、そして一年でも早く法人化を実施してほしいというようなことの推進を促したわけですが、その後進捗はどうなっていますでしょうか。法人化に向けての動き、まずお話しください。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 平成30年度から特にとということになりますけれども、今現在法人化、今四部落共有地、小軽米元村四部落共有地という表示登記になっているわけでございますけれども、法人格を持たないのでその名前では所有権の移転をできないと。その林道等の未登記になっている部分を役場として取得するためには法人化していただく必要があるということで、本来であれば事業者が個人で法人に向けた手続をやるべきところではございますけれども、林道の部分について軽米町としてもなるべく早く道路敷地として取得する必要があるということで現在取り進めております。

ただし、一番大きな問題になっているのが500ヘクタールの中に20ヘクタールほどの農地があるということでございます。山林だけであれば林野のほうの関係、県知事の許可をいただいて、法人化するための入会林野整備計画というもの

を策定して県知事の認可を受ければ、県が嘱託登記をしていただけるわけでございますけれども、その前段のその20ヘクタールの農地の取り扱い、これは農地法に基づいて農振除外、農地の転用をしていかなければいけないということでございます。将来的に四部落共有地が生産森林組合に法人化できたとした場合、農地を所有することができませんで、農地でなくしていく手続が必要になってまいります。その部分が一番時間がかかると考えております。

ことしも農地法の関係で県庁のほうに3回ほど担当課、広域振興局の担当の方をお願いしながら県庁のほうに行って打ち合わせもしてまいりましたが、なかなか国まで上がっていく申請ということで速やかにということにはならない。農地法の手続を解除するのにスムーズに進んでも2年くらいはかかるだろうと考えております。

そちらに合わせた入会林野の関係で法人化していくという形になりますので、役場のほうでも担当がなかなか苦労しながら一生懸命頑張っている状況ではございますが、おおむね3年程度、これはスムーズに進んでの話でございますので、まだ国との事前協議をこれからすると。それを進めるためには地元の方々の当然名前で申請をしていかなければいけませんので、その辺の調整も必要になってくるという状況でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 細谷地委員。

○11番（細谷地多門君） 今までもいろいろ進捗状況を時々伺うと、さまざまなハードルといたしますか、クリアしていかなければなかなか法人化に向けて難しいという、課題等も伺ってまいりました。今も総括課長のほうから農地法に関してのクリアしなければならぬ、時間もかかるし、約500町歩の面積のうち20町歩ほどの農地が存在するというようなこと、私もこれも前から何回も聞かされております。

この件が我々の議会の中で取り上げられてなるほどと思ったのが、実は平成18年の末だったと私は記憶しています。そして、平成19年にその実情といたしますか、どうなっているのだと、そういう物件があったのかというふうな、軽米町がかかわっている登記未了問題があったのかというふうなことを初めて聞かされまして、全貌をいろいろ聞かされた経緯があります。それがいろいろ議論したのが平成19年度だったと思っています。そこから始まっていると思います。

今はもう平成30年度が終わりますよね、もう少しで。来月から平成31年度が始まります。もう相当の時間、経緯が、私はもう余るぐらいの時間が過ぎたと思っております、時間的に見れば。我々はもう、失礼な言い方かも知れませんが、いいかげんにしてくれと、そういう思いであります。やっぱりもう少しスピード感示さないといけないのではないかなと思っておりますが、私の気持ちと総括課長

も一緒だと思うのですが、そうだ、全くそうだと思うでしょうけれども、やはりもう少しスピード感を促してください。これはお願いです。幾ら何でも時間がたち過ぎると思っています。

これまでの経緯は私もいろいろバックの問題とかさまざま奨励した状態を、農地に戻すとか、さまざまなそこら辺は承知しています。我々もプロジェクトを組んだ際には現地も確認しながら説明も聞いています。それは重々把握しています。ただ、なかなか促すプロジェクトチームも、やがて我々の任期も交代することによって急がさらないなという感じがしています。我々を先頭にしながらこっちの行政サイドからもトーンダウンをすることによって、私の感じですが、共有地のほうも急がなくなったなという感じがしてなりません。これは実際そうなのかどうかはわかりませんが、大変とこう余りにも急がない、時間がかかり過ぎるなどという感を持っています。

そこで、町長からお伺いしますが、町長、私も町長がビジョンを持ってこれから農村、特にそういったすばらしい資源のあるそういう小軽米の広大な共有地の一部でも利用して、もし可能であれば大型の園芸施設等の誘致とかさまざまのあらゆるビジョンを持ちながら、ああいう農村部にも元気をつけて、それから地元の人たちも働ける雇用の場もつくれるし、そういう感で進めたいというようなことのビジョンも打ち出したのも何回か聞いたことありますが、そういう観点からも町長、もう少し急がせるべきではありませんか。町長も同じ気持ちで何とかならないものかという感を持っているでしょうし、これをクリアしていかないと、法人化しないと、森林資源の売買で、森林の保全でなかなか別な用途には使えないというような状況だと思うのです。この点どのように考えていらっしゃるのか、町長、お伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○副委員長（茶屋 隆君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 私も一刻も早く法人化に向けと申しますか、完成させて、これからまた共有地の方々といろんな相談をしながら、これからまたさまざまな開発等の思いもあるわけでありましてけれども、今総括課長が言ったように非常に規模と申しますか、いざふたをあけたらばさまざまな課題、それがなかなか一長一短で解決できないような非常にさまざまなものが次から次とまた出てきているというのが現状でございます。私もいずれにせよ何とかこれまで手がけてまいりましたので、一日も早い解決に向けて最大限努力していきたいというふうに思っているところでございます。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○11番（細谷地多門君） はい。

○副委員長（茶屋 隆君） それでは、林業費、終了してよろしい……

〔「フォリストパークの関係で」と言う者あり〕

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） お願いしたいと思います。1つは、つり橋の修復委託料が記載されております、点検業務委託料。これは、一定の利用とか、年度とかって点検するサイクルみたいなのがあると思うのですが、それによった公共的な公園なんかに使われているつり橋の義務的な点検とかそういうことなのかどうかというのが1つお願いしたいと思います。

あと、同じやつでフォリストパークの対岸展望台解体工事の関係で、あそこに木造の展望台があって、確かにもう老朽化して危険な状態であることは私も確認していて、3年ぐらい前には少し直したりして使っていましたけれども、解体ということは、これからの方向がもう解体して再建築というも想定しているのかどうかということが1つです。

まず、その2つについて。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） まず、1点目のつり橋の件でございます。これは、道路橋、車道としての橋でございますので、その法的に何年に一度やりなさいとか、ここにつきましては平成5年なので、昭和56年度以降の基準に基づいた多分耐震化もされていると認識してございます。道路橋みたいな点検等の義務化というのはないと認識しております。しかしながら、床板の板を張りかえてからもう10年、それ以上もたったのかなと考えておりますので、床板の点検であったり、ワイヤーの点検であったり、構造的な部分も含めて危険がないように診断したいということでございます。

あと、対岸展望台の再築でございますが、はっきり言いまして、今のところ再築は考えておりません。とりあえず危険なものを除去すると。設置しても、設置した当時は対岸のチューリップ園が展望できたのかもしれないのですが、今樹木等もかなり大きくなって、なかなかチューリップ園のほうも見られないような状況になっていますので、再築等についてはそれらの部分も含めて総体的な部分としての検討していければいいのかなと、今すぐ更新施設を建設するという計画は今のところございません。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 1点目のつり橋の関係ですけれども、公道というか、道路と違ってそういう義務がないけれどもという形で、例えば同じような使用のつり橋、ほかのところにもあるのですけれども、自治体で管理しているものもあると思いますけれども、どのくらいの頻度でやっているのか。今回の場合は点検委託料ですが、私は10年もたっていないと思ったけれども、塗りかえたのですよね、

相当大規模な塗装をして、多額の費用をかけてやっています。その中で確かに板の部分について、あれは木ですから、それは目視とか何かで役場なんかでも点検できると思うのですけれども、そういう形をきちんとして、今年度の予算化の必要性についてどのように検討されたのかということをお聞きしたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 点検等につきまして業者と相談をさせていただいて、もうそろそろ点検をしたほうがいい時期ですよと、あとはどういうふうな点検をしなければいけないかということで見積もりを徴取して、その内容で予算化はさせていただいております。

○副委員長（茶屋 隆君） 古舘委員。

○12番（古舘機智男君） 点検の後には今度は修理という形が発生してくると思います。そういうことも含めて実質的に見ると、業者という形になれば、業者は仕事をしたいというのがありますし、そういうだけの情報でなくて、やっぱり客観的な耐用年数とか何かとか状況というの把握しながら進めていっていただきたいということを要望しておきたいと思います。

もう一つは、展望台の関係です。確かに展望台、前と比べてこっち側から見てもチューリップが見えなくなったりして、利用者が少なくなっているのも事実です。一方で、つり橋の理論もそうですけれども、それを点検して直すとなれば、こっちの対岸の役割というの検討すべき、これから検討していきたいと思うのだけれども、あそこは重要な意味を持っていて、あそこではカタクリの群生地があって、カタクリですから短期間ですけれども、チューリップが咲く前の時間的には短い時間ですけれども、趣味がある人とかにとっては、結構人気があるスポットにもなっております。対岸と本体のほうの一体化という関係では、森林伐採というか、繁茂してきてチューリップが見えなくなった部分の一部でも広げてあげれば、絶好のロケーションになる部分だと思います。あそこはやっぱりそういう、こっち側とあっち側があって初めてフォリストパークのよさがる場所と私思っておりますので、あそこはカタクリと一緒にイチリンソウも咲いて、その後ツキミソウというか何かは咲いたりしていますけれども、やっぱり対岸の場所の位置づけ、せっかくトイレもきちんとあって整備されておりますし、ぜひ解体してそのままになるという方向ではなくて、一体となった整備ということが必要だと思っておりますけれども、これからの方向としてそういうことも視野に入れているのかどうかということをお答えを求めたいと思います。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） ただいまの山野草の生息地でもあるということもお伺いいたしました。私はまだそこまでの認識はなかったのでございますけれど

も、そしてチューリップですね、枝等を落とせばチューリップ園も見渡せる場所でもございます。今古舘委員からいただきました山野草の生息とか、対岸とのつながりとか、その辺を総体的に検討させていただきながら、今後どのようにしていったらよいのかを検討させていただきます。

○12番（古舘機智男君） 了解。

○副委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

山本委員。

○13番（山本幸男君） 林道費の中で委託料で450万円、林道の下刈りをやりたいということでございますが、具体的にはどんな場所、例えば林道の中のランクがあるそうだね、その上のほうなのか、下のほうなのか、あるいはそれぞれの山の所有者がここのところやってくれという希望をとって対応するのか。どういう場所を想定しているのか。予算等にあっては何キロ、何カ所というようなことまで考えているのかどうか、説明願いたいと思います。

それに、16節で原材料費というようなことも載っておりますので、もしかすれば特定した場所なのかなというふうな印象も受けたのですが、それで第1点。

それから、積立金の570万円、これは前にも説明がございましたが、森林環境譲与税の関係で積み立てをしていくということで、実質当面はお金をためていくというようなことだけで使わないお金だかどうだかということをお願いしたい。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 91ページの450万円、林道の維持管理業務、草刈り業務でございます。軽米町で管理している林道は31路線、約80キロでございます。これは、軽米町で林道事業で開設したもの、県営で行って移管を受けたもの等を合わせてのその数字になります。

それにつきまして、これまでは単独費用によって対応してまいりました。考え方は、林道の中でも例えばミレットパークのような県道からコロポックルランドに向けた林道、観光として使われる道路、あとは青沢から市野々に向かう舗装された生活路としても位置づけの林道、大規模林道ですね、細谷地から山形境までの大規模林道等がございますが、毎年行う部分はその重要な路線、順位づけをした上で行っております。ただ、これまでは予算の制約がございましたので、それ以外の部分については隔年等になる路線も多うございましたが、平成31年度からは森林環境譲与税を活用することが可能となりましたので、150万円アップいたしますので、これまで隔年等でも実施できなかった部分についてもかなり対応できていけるのかなと考えております。

あと……

〔「積立金」と言う者あり〕

○産業振興課総括課長（小林 浩君） はい、森林環境税の積立金600万円弱の部分でありますが、ことしは1,100万円のうち578万円を積み立ていたします。これは、積み立てをしていくと、ためるという性質の基金でございません。平成36年度から施行される森林環境税なわけですが、それに先行して町が取り進める森林整備をしていくためのお金でございます。ただ、初年度でございますので、まだこれから現地の調査をいたしまして、個人の方から町が作業の委託を受けたものを森林組合等を活用しながら町内の森林の整備を図っていくというお金に使われていくものでございます。初年度は200万円、300万円が、全国の市町村に譲与される金額、初年度はその調査、台帳の整備といったものが主になると思います。それらが終わった時点で、町としての森林の整備の方向性を確立していくと、そこに投入していくための基金とするという内容でございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君） 関連して質問しますが、今の軽米町の山の育成というような観点から考えれば、この道路の下刈りというのも重要なことで、従来やってきたものをベースにしてやるよというのはそれはそれでいいですが、植林したものが4年間か5年間は下刈りの補助が対象になって、それは行われている。それ以降の除伐あるいは間伐についてはこのごろほとんど補助がつかないというような感じで、4年間下刈りをするとあとは放置と言えれば何ですが、なかなか大変な山も。だから、一旦植えたものが育っていかないというような感じになっているわけです。だから、除伐とか間伐というような事業というか仕事ができるような支援体制を行政がとればいいのではないかなというようなことを私考えております。

以前と国の制度が変わったかどうか分かりませんが、そういう支援の事業はないと私は認識、したがって下刈りも、この草刈りも必要ですが、除伐、その下刈りが終わった後の体制にも関心を持っていかなければ、せっかく植えたのが全部だめになってしまうというような感じになると思います。

副町長は詳しいかもしれませんが、そんな制度が、一時は大変とあったのですが、今はその制度がなかなか適用にならないというか、という状態にあるようにみえますが、制度的なことを含めながら答弁してもらいたい。

○副委員長（茶屋 隆君） 産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君） 現在も補助事業はございます。間伐の事業等もございます。ただ、例えば森林組合等をお願いをして森林経営計画を立てた上でないと補助の対象にはなりません。なので、その森林経営計画をしっかりと立てただけであれば補助事業の導入は可能ではございます。

○副委員長（茶屋 隆君） 山本委員。

○13番（山本幸男君）　そういう話も一時期ありましたが、実際はどこの怠慢だかわかりませんが、なかなかそういう計画が出ない、事業が起こされないというような状況になっていて、植林の面積等を見れば軽米町は県下でも植林の関係はトップクラスというようなことになっているそうです。そのぐらいます植林なされて、山が伐採があって植林の面積もまず見えるわけです。ただ、その後の管理の問題について、どこに責任があるかわかりませんが、そういう制度が生かされていないというのは現実だと思います。そんな面で検証して対応したほうがいいのかと考えますが、いかがですか。

○副委員長（茶屋 隆君）　産業振興課総括課長、小林浩君。

○産業振興課総括課長（小林 浩君）　個人の方の施業したい面積あるいは森林経営計画をつくって事業者となられる方が、これがやりたい方と受け手のバランスもあると考えられます。しかしながら、補助事業が制度としてはあります。伐採をして植林する制度、植林する制度につきましては国庫補助事業に町でも応じると、予算の範囲内ではございますが、10%のかさ上げもしております。森林組合も、昨年からですか、国庫補助に合わせて町のほうのかさ上げも活用しておられますし、植林した後は広葉樹、コナラ等によって補助対象になる年数は若干違うわけではございますけれども、そのような補助事業も残っております。どこでバランスをとるかという問題ではございますけれども、なかなか、森林組合から頑張ってもらいと、町のほうでも協力は当然してまいります、関係機関、その辺連携を図りながら、役場だけでやろうとしてもできるものではないので、その辺の連携を図りながら進めていければと考えております。

○副委員長（茶屋 隆君）　よろしいですか。

○13番（山本幸男君）　はい。

「委員長、6款までで終了」と言う者あり]

○副委員長（茶屋 隆君）　では、7款までと思っていましたが、時間も押してきましたので、6款で終わりたいと思います。

◎散会の宣告

○副委員長（茶屋 隆君）　では、月曜日の午前中まで休憩します。大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

（午後 4時01分）